
神 山 町
介 護 保 険 事 業 計 画
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6（2024）年3月

徳島県神山町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の体制	3
5 日常生活圏域の考え方	3
6 第9期介護保険事業計画の基本方針	4
第2章 高齢者を取り巻く現状	6
1 人口の推移	6
2 世帯数の推移	9
3 要支援・要介護認定者数	10
4 事業対象者数	13
5 給付の状況	14
第3章 高齢者の将来推計	15
1 人口の将来推計	15
2 要介護認定者数等の将来推計	17
第4章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 基本方針	20
3 高齢者施策の体系	21
第5章 高齢者施策の展開	22
基本方針1 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり	22
基本方針2 誰もがお互いに支え合う地域づくり	29
基本方針3 住み慣れた地域でいつまでも暮らせる体制づくり	39
第6章 介護保険事業の推進	68
1 介護保険サービスの利用実績	68
2 介護保険サービスの推計	73
第7章 介護保険事業の運営	89
1 第1号被保険者保険料について	89
2 計画の進行管理	93

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

我が国では、世界的にも例を見ないスピードで人口減少と高齢化が進んでいます。令和5（2023）年度版高齢社会白書によると、令和4（2022）年10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は3,624万人、高齢化率は29.0%となっています。65歳～74歳人口の総人口に占める割合は13.5%、75歳以上人口の総人口に占める割合は15.5%と75歳以上人口の割合が高くなっており、令和52（2070）年には国民の約2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上になると見込まれています。

本町の人口も平成30（2018）年には5,358人でしたが、令和4（2022）年には4,887人、令和7（2025）年には4,565人、令和22（2040）年には3,300人に減少すると見込まれています。65歳以上人口も減少が続くと見込まれており、高齢化率は令和5～6年の53.0%をピークに減少に転じると推計しています。

国では、こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を検討することが重要であるとしています。

また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新たな生活様式等も踏まえ、高齢者保健福祉・介護保険制度に関する事業等についても、安全と安心を確保するための創意工夫を常に行うことが今後も求められています。

本町では、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とした「神山町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（第8期）」において、『元気がキラリ咲き誇る神山町（支え合う心づくり）』を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、福祉・介護・医療の充実を図り、各施策に取り組んできました。

この度、令和6（2024）年3月末をもって、現在の神山町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（第8期）が終了することから、本町における介護保険事業に係る基本的事項を定め、適切な介護サービスの提供、地域支援事業の充実等を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、健康に暮らし続けられる体制づくりに向け、神山町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（第9期）（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

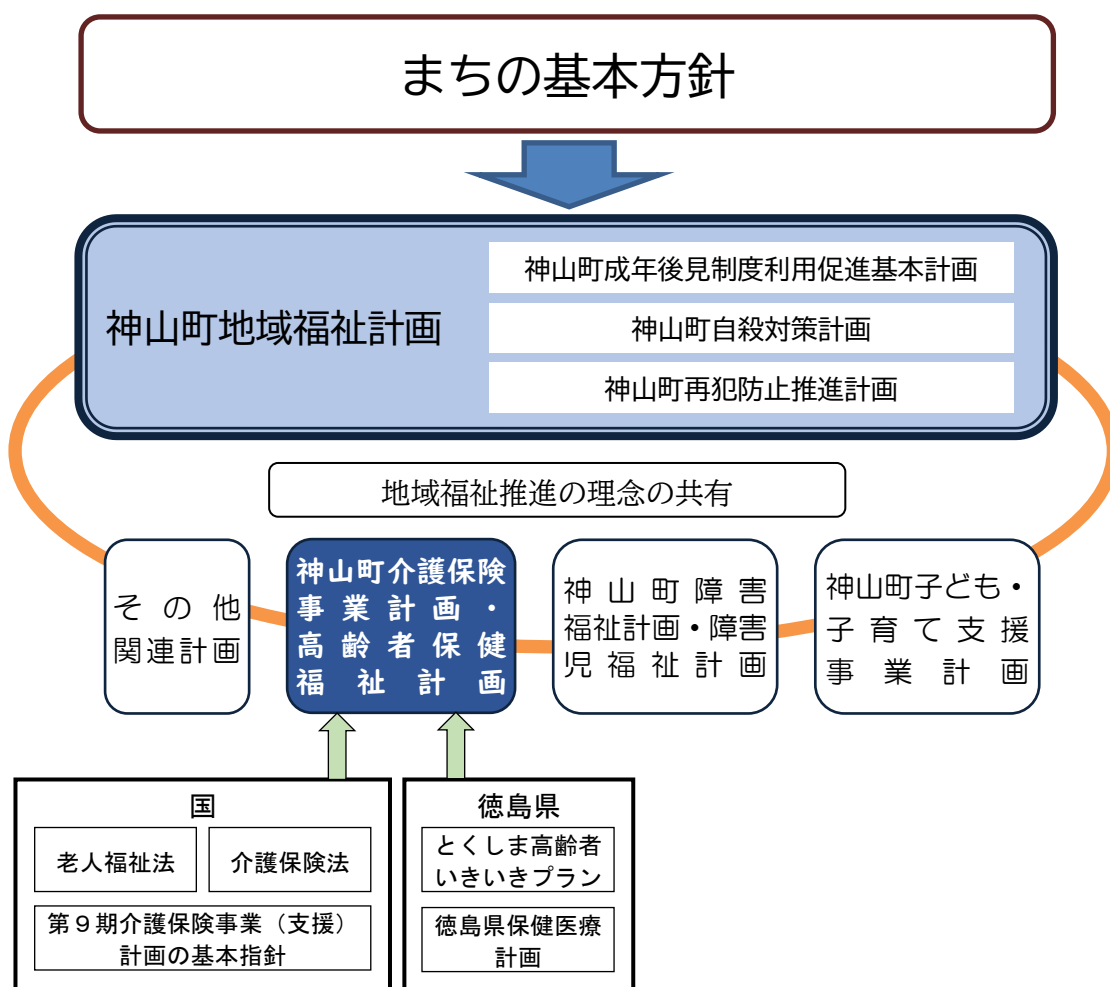
本計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、老人福祉計画を基本に、他の法律に基づく 65 歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援にかかわる事業を網羅したものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条において策定が義務づけられており、介護保険の給付など対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

(2) 上位計画との関連

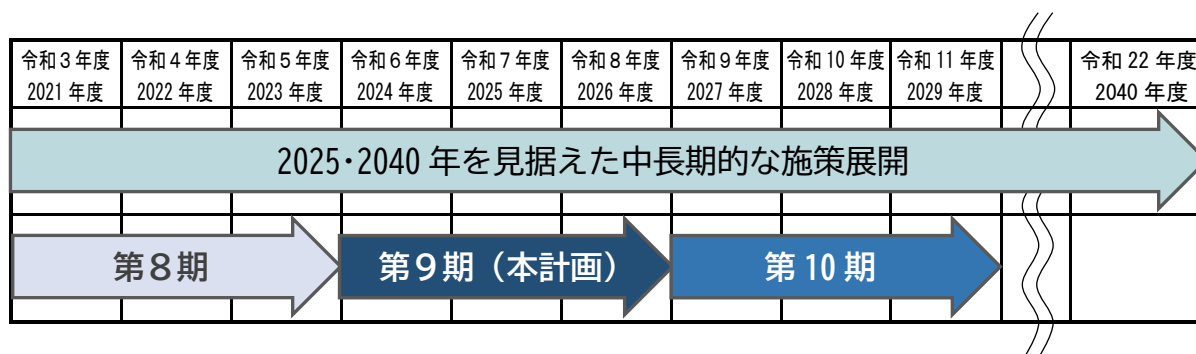
本計画は要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項等、他の関連する計画の施策・事業との整合を図りながら推進していきます。



3 計画の期間

令和3年（2021年）3月に策定した計画を見直し、計画期間を令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とした新たな計画を策定します。

本計画の期間において、団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる、これまで「地域包括ケアシステムの構築」の目途としていた令和7年（2025年）を迎える中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、中長期的な視野に立った計画として策定します。



4 計画策定の体制

（1）神山町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定委員会

本計画を策定するにあたり、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表、関係行政機関等で組織された、「神山町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定委員会」において審議し、地域の実情と関係機関の意見・提案を計画に反映するよう努めました。

（2）パブリックコメント

広く住民等から意見を聴取し、その意見を計画に反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

（3）関係機関との連携

高齢者の保健福祉施策を包括的に推進するため、関係部局との調整を図りました。

また、本計画の策定にあたっては、介護保険料の算定等、徳島県との協議を行いました。

5 日常生活圏域の考え方

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、高齢者人口等を勘案し、町を一つとして日常生活圏域を設定します。

6 第9期介護保険事業計画の基本方針

基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方、及び第9期計画において記載を充実する事項（案）※「全国介護保険担当課長会議資料」（令和5年7月31日）より

【基本的考え方】

- ・次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- ・また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- ・さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

【第9期計画において記載を充実する事項（案）】

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ・医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ・サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等

- ・重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ・高齢者虐待防止の一層の推進
- ・介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ・地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ・介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ・地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- ・保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ・ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ・外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ・介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ・介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ・文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- ・財務状況等の見える化
- ・介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 人口の推移

① 人口構成の推移

人口の推移をみると、総人口は減少しており、令和4年では4,887人と、平成29年の5,509人から622人減少しています。

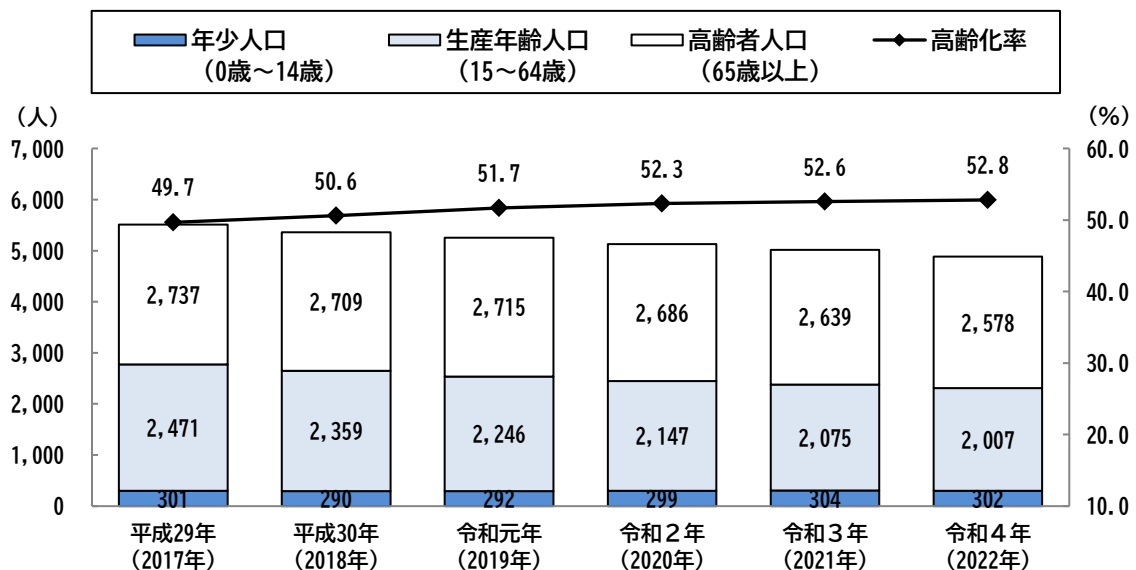
高齢者人口は令和元年に増加していますが、それ以降は減少しており、令和4年では2,578人と、平成29年の2,737人から159人減少しています。

一方、高齢化率は年々上昇し、令和4年では52.8%となっています。また、総人口に占める75歳以上の割合は、いずれの年も30%を超えています。

単位：人

区分	第6期	第7期			第8期	
	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
総人口	5,509	5,358	5,253	5,132	5,018	4,887
年少人口(0～14歳)	301	290	292	299	304	302
生産年齢人口(15～64歳)	2,471	2,359	2,246	2,147	2,075	2,007
40歳～64歳	1,557	1,487	1,413	1,349	1,305	1,266
高齢者人口(65歳以上)	2,737	2,709	2,715	2,686	2,639	2,578
前期高齢者(65～74歳)	991	1,024	1,072	1,115	1,127	1,092
後期高齢者(75歳以上)	1,746	1,685	1,643	1,571	1,512	1,486
高齢化率	49.7%	50.6%	51.7%	52.3%	52.6%	52.8%
総人口に占める75歳以上の割合	31.7%	31.4%	31.3%	30.6%	30.1%	30.4%

※資料：住民基本台帳 各年9月末現在



②高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者は平成29年から令和3年にかけて増加していますが、令和4年では減少に転じ、1,092人となっています。後期高齢者は一貫して減少しており、令和4年では1,486人と、平成29年から260人の減少となっています。

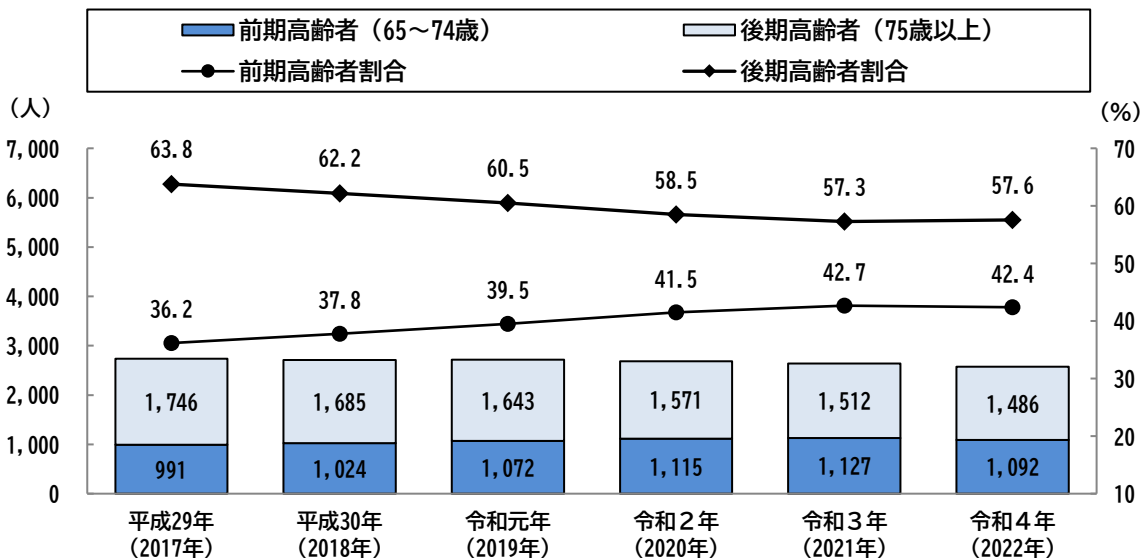
高齢者人口に占める前期高齢者の割合は、令和3年までは増加していますが、令和4年では減少に転じており、42.4%となっています。一方、後期高齢者の割合は、令和3年までは減少していますが、令和4年では増加に転じており、57.6%となっています。

第8期計画における推計値と比べると、総人口はいずれの年も多くなっています。

単位：人

区分	第6期	第7期			第8期	
	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
高齢者人口（65歳以上）	2,737	2,709	2,715	2,686	2,639	2,578
前期高齢者（65～74歳）	991	1,024	1,072	1,115	1,127	1,092
後期高齢者（75歳以上）	1,746	1,685	1,643	1,571	1,512	1,486
高齢者に占める前期高齢者割合	36.2%	37.8%	39.5%	41.5%	42.7%	42.4%
高齢者に占める後期高齢者割合	63.8%	62.2%	60.5%	58.5%	57.3%	57.6%

※資料：住民基本台帳 各年9月末現在

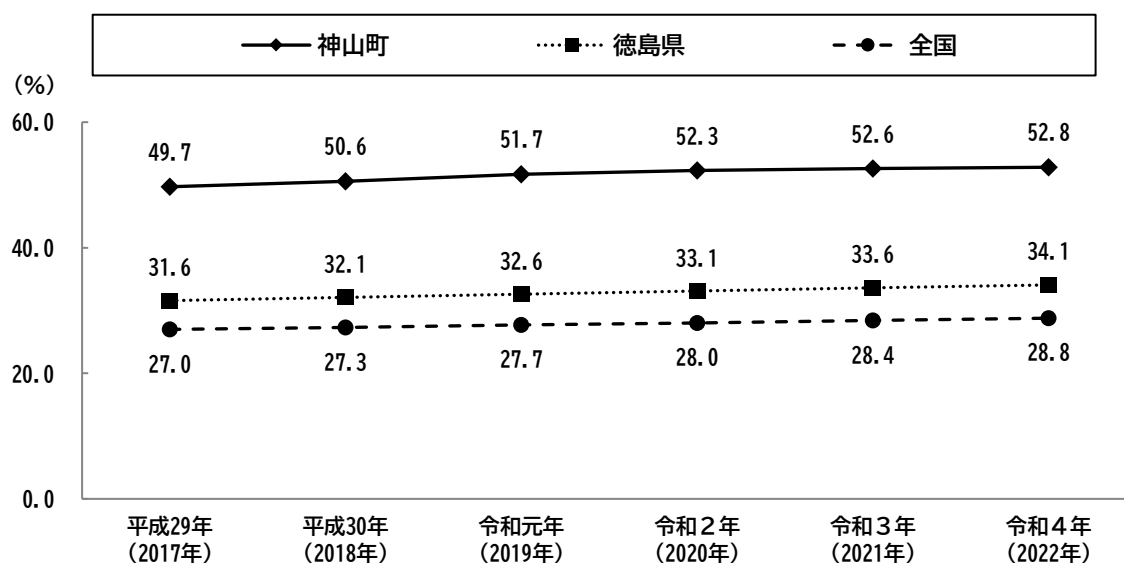


単位：人

区分	令和2年 (2020年)		令和3年 (2021年)		令和4年 (2022年)	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
総人口	4,608	5,132	4,989	5,018	4,846	4,887
高齢者人口（65歳以上）	2,521	2,686	2,641	2,639	2,588	2,578
前期高齢者（65～74歳）	1,057	1,115	1,129	1,127	1,099	1,092
後期高齢者（75歳以上）	1,463	1,571	1,512	1,512	1,489	1,486
高齢者に占める前期高齢者割合	41.9%	41.5%	42.7%	42.7%	42.5%	42.4%
高齢者に占める後期高齢者割合	58.0%	58.5%	57.3%	57.3%	57.5%	57.6%

③高齢化率の比較

神山市の高齢化率は、全国、徳島県と比べて高くなっています。



※資料：町は住民基本台帳 各年9月末現在
 徳島県、全国は総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の地域別将来推計人口」(地域包括ケア「見える化」システムより)

2 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年では2,013世帯と、平成27年の2,149世帯から136世帯減少しています。

高齢者を含む世帯も減少傾向にあり、令和2年では1,502世帯と、平成27年の1,613世帯から111世帯減少しています。

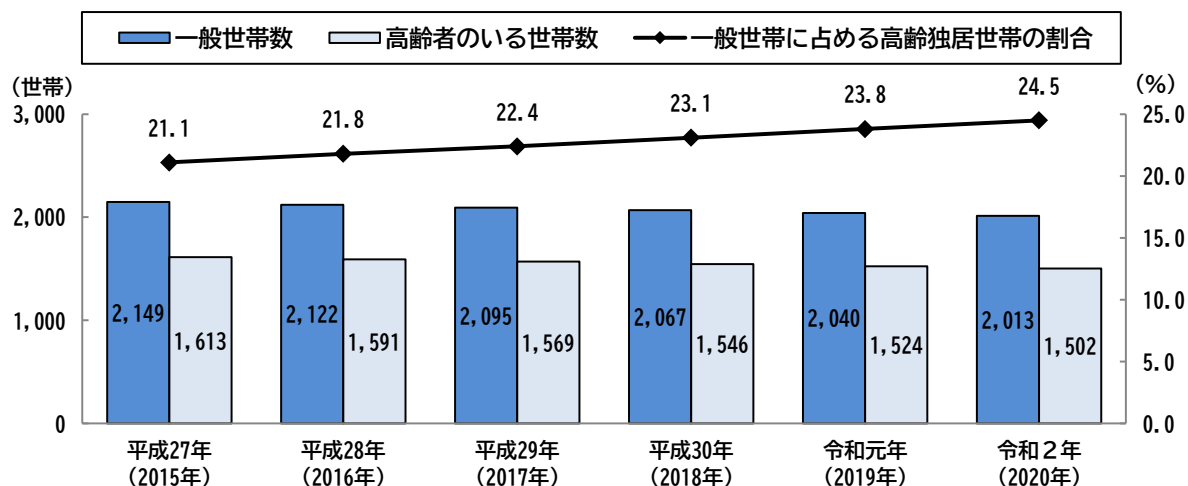
高齢独居世帯は増加傾向にあり、令和2年では494世帯と平成27年から40世帯増加しています。

高齢夫婦世帯は減少傾向にあり、令和2年では418世帯と平成27年から21世帯減少しています。

一般世帯に占める高齢独居世帯の割合は令和2年では24.5%となっており、平成27年から3.4ポイント増加しています。

単位：世帯

区分	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数	2,149	2,122	2,095	2,067	2,040	2,013
高齢者を含む世帯	1,613	1,591	1,569	1,546	1,524	1,502
高齢独居世帯	454	462	470	478	486	494
高齢夫婦世帯	439	435	431	426	422	418
一般世帯に占める高齢独居世帯の割合	21.1%	21.8%	22.4%	23.1%	23.8%	24.5%



※資料：総務省「国勢調査」 ただし、国勢調査は5年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値。

※一般世帯数は、世帯総数から学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数。

※高齢者を含む世帯数は、一般世帯のうち、65歳以上の世帯員が1人以上いる世帯数。

※高齢独居世帯数は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が65歳以上の高齢者1名のみの世帯数。

※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯数。

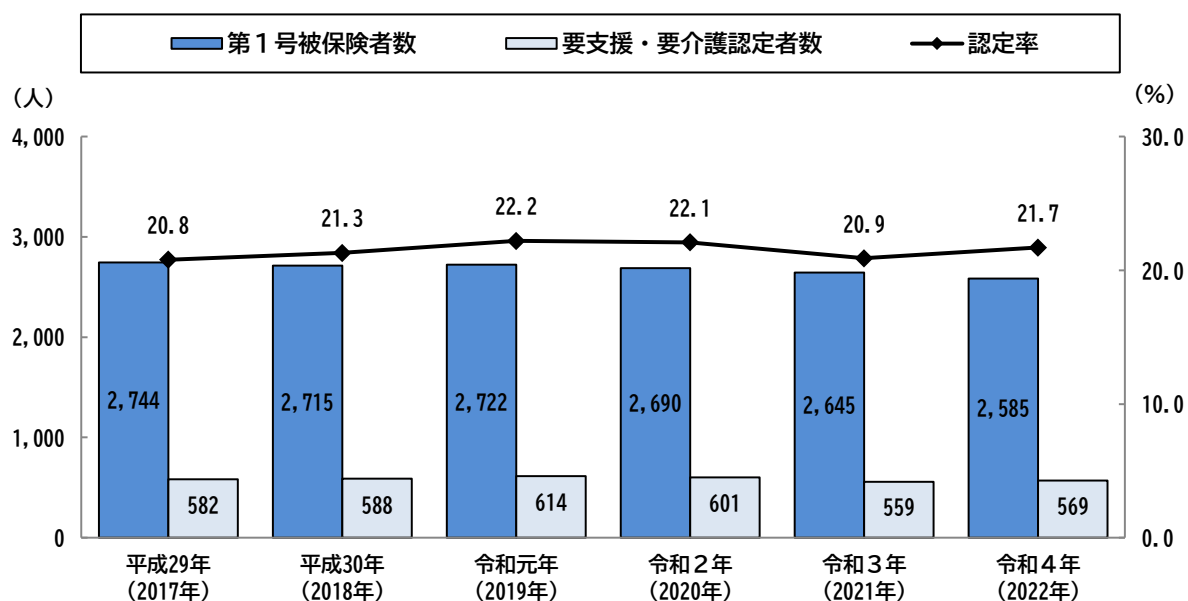
3 要支援・要介護認定者数

①要介護度別認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成29年から令和元年まで増加していますが、それ以降は減少傾向をとっており、令和4年では569人となっています。また、認定率は令和4年では21.7%となっています。

単位：人

区分	第6期	第7期		第8期		
	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
第1号被保険者数	2,744	2,715	2,722	2,690	2,645	2,585
要支援・要介護認定者数	582	588	614	601	559	569
第1号被保険者	572	577	604	594	552	560
第2号被保険者	10	11	10	7	7	9
認定率（第1号被保険者）	20.8%	21.3%	22.2%	22.1%	20.9%	21.7%



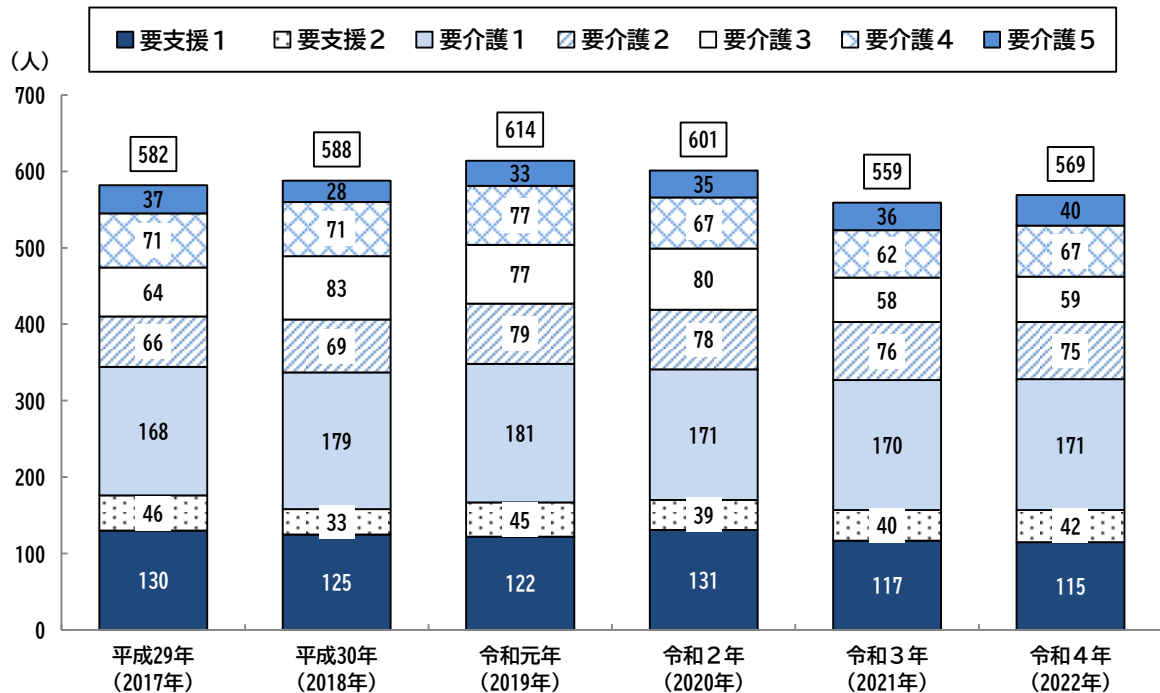
※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年9月末現在

②要支援・要介護認定者の内訳の推移

要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、要介護1、要介護2、要介護5は平成29年と比較して令和4年ではプラスとなっています。

単位：人

区分	第6期	第7期			第8期	
	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
要支援・要介護認定者数	582	588	614	601	559	569
要支援1	130	125	122	131	117	115
要支援2	46	33	45	39	40	42
要介護1	168	179	181	171	170	171
要介護2	66	69	79	78	76	75
要介護3	64	83	77	80	58	59
要介護4	71	71	77	67	62	67
要介護5	37	28	33	35	36	40

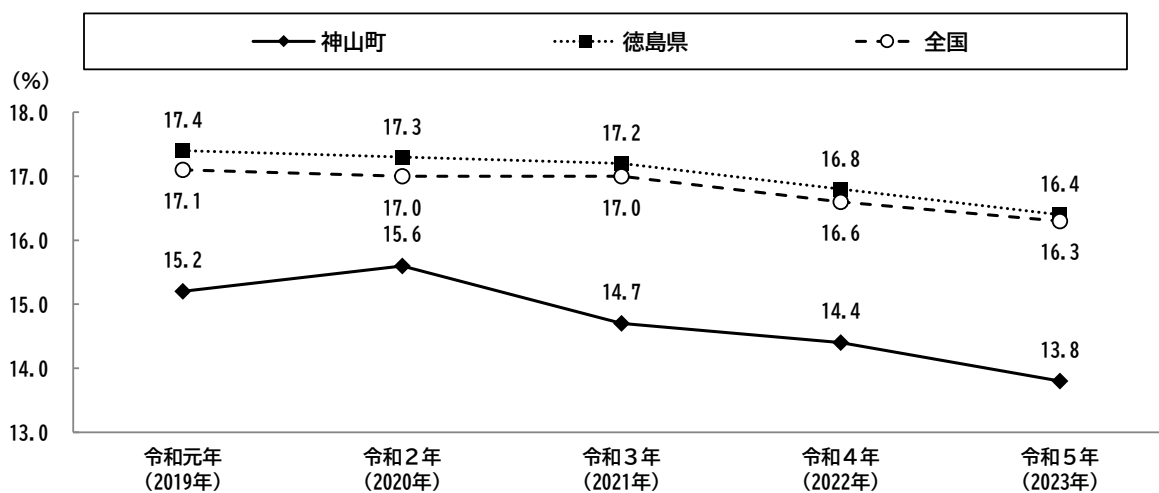


※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年9月末現在

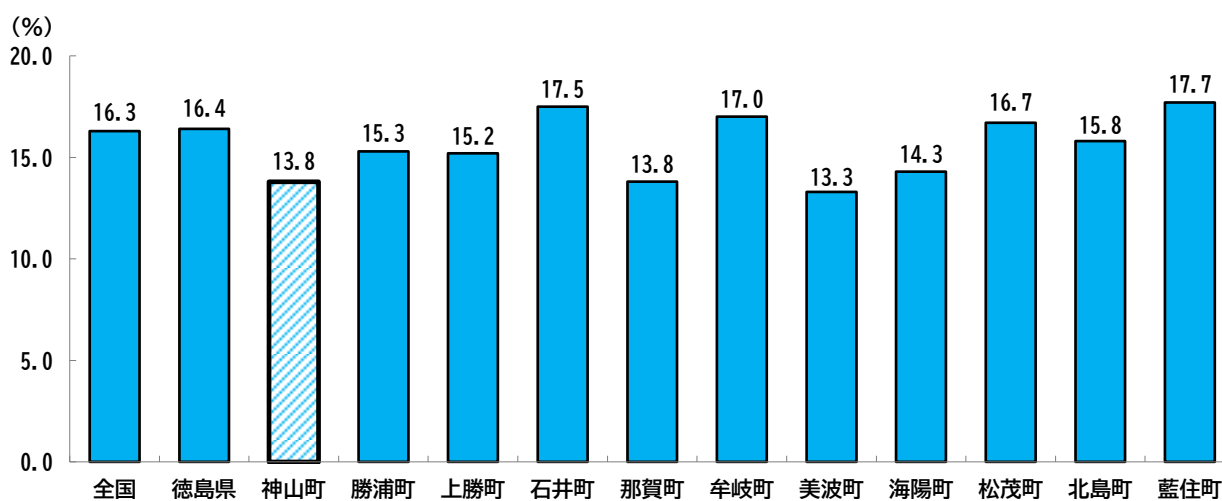
③認定率の比較（調整済認定率）

神山町の認定率は、全国・徳島県より低い水準で推移しています。

また、近隣 11 町中、那賀町と並んで 2 番目に低くなっています。



※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年3月末現在
※性・年齢構成による影響を除外した調整済認定率を使用



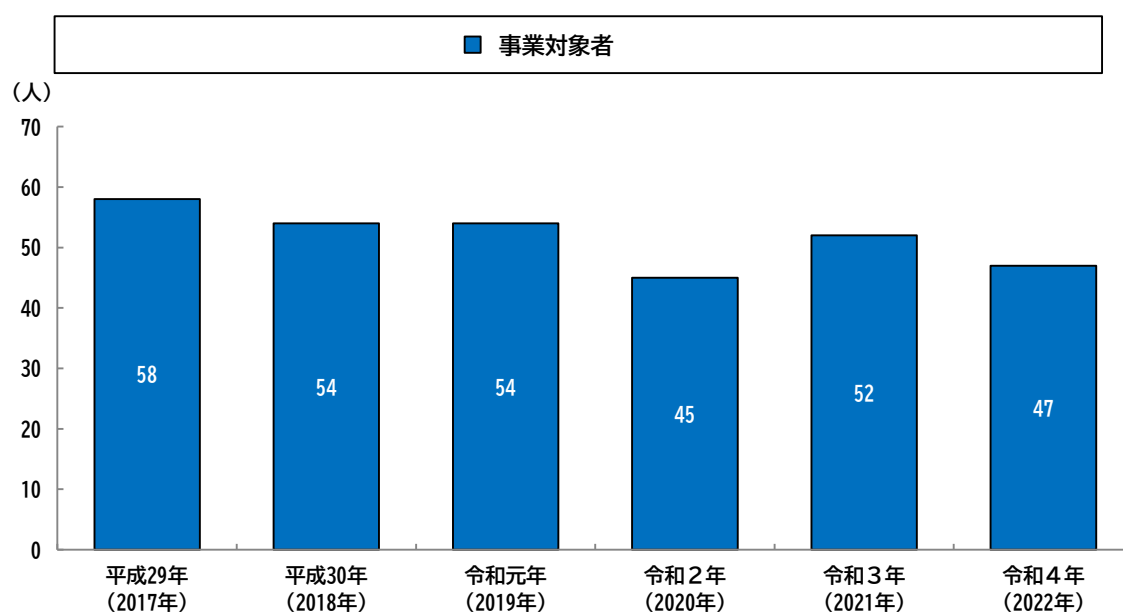
※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）
令和5（2023）年度3月末現在
※性・年齢構成による影響を除外した調整済認定率を使用

4 事業対象者数

事業対象者の推移をみると、令和元年まで 50 人台で推移していましたが、令和 2 年には 45 人に減少し、令和 3 年には 52 人に増加するものの、その後再び減少し、令和 4 年では 47 人となっています。

単位：人

区分	第6期	第7期			第8期	
	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
事業対象者数	58	54	54	45	52	47

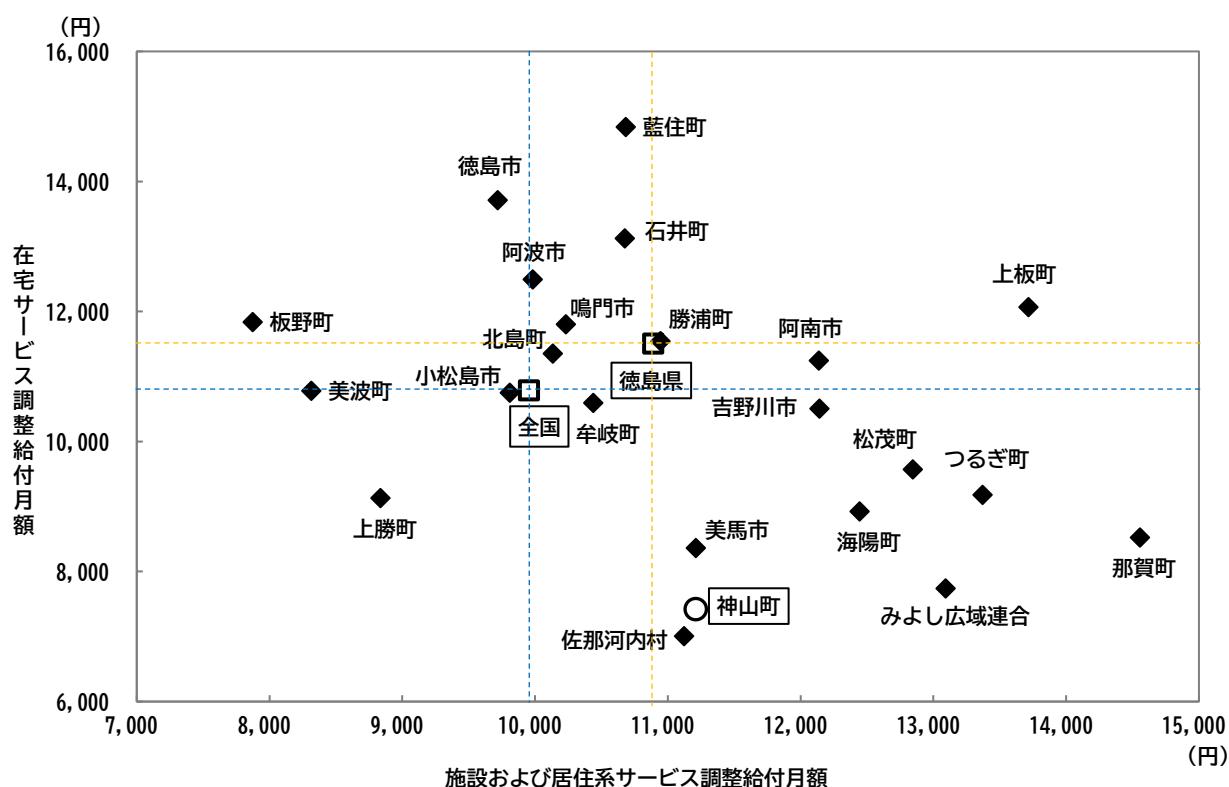


※資料：神山町健康福祉課介護保険係調べ

5 給付の状況

①第1号被保険者1人あたり調整給付月額

本町の第1号被保険者1人あたり調整給付月額の状況を見ると、施設及び居住系サービスの給付月額は11,210円、在宅サービスは7,420円となっており、在宅サービスについては全国（10,786円）、徳島県（11,504円）、近隣市町村と比べても低くなっていますが、施設及び居住系サービスについては全国（9,955円）、徳島県（10,892円）を上回っています。



※「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」（見える化システムより）
 ※令和2（2020）年の調整給付月額を使用

第3章 高齢者の将来推計

1 人口の将来推計

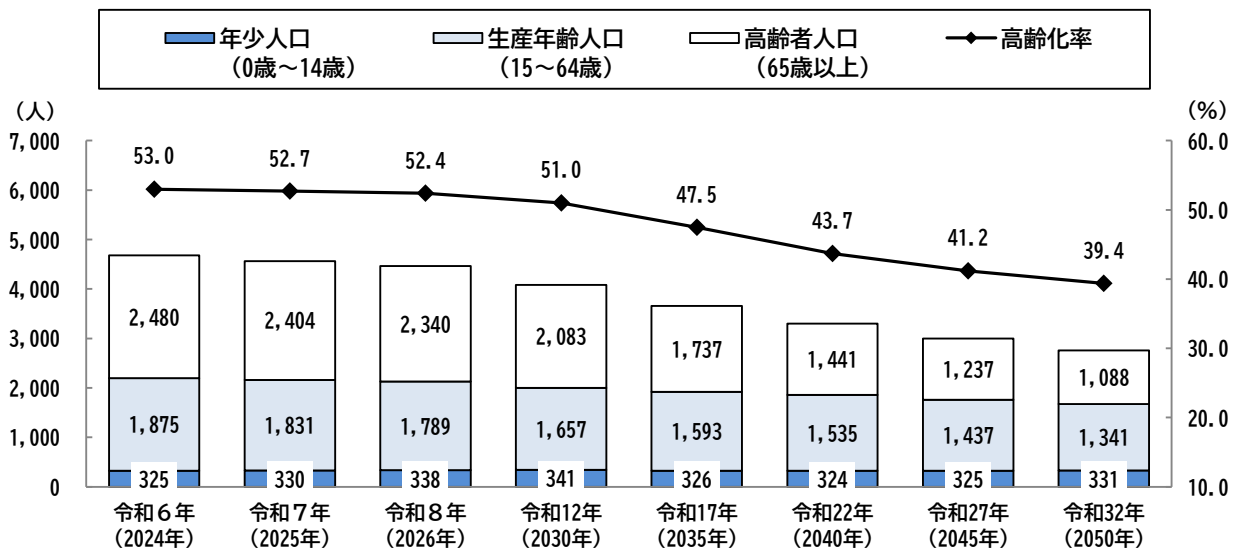
(1) 人口構成の推計

本町の総人口は令和6（2024）年の4,680人から令和32（2050）年には2,760人となり、約2,000人の減少が見込まれています。また、生産年齢人口および高齢者人口は減少し続ける見込みとなっています。

高齢化率は下降し続け、令和32（2050）年には39.4%となる見込みです。また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和12（2030）年まで上昇し続けますが、それ以降は下降し続け、令和32（2050）年には23.7%となる見込みです。

単位：人

区分	第9期			第11期以降				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
総人口	4,680	4,565	4,467	4,081	3,656	3,300	2,999	2,760
年少人口（0～14歳）	325	330	338	341	326	324	325	331
生産年齢人口（15～64歳）	1,875	1,831	1,789	1,657	1,593	1,535	1,437	1,341
40歳～64歳	1,199	1,166	1,130	1,041	940	892	758	631
高齢者人口（65歳以上）	2,480	2,404	2,340	2,083	1,737	1,441	1,237	1,088
前期高齢者（65～74歳）	979	931	882	677	498	400	410	433
後期高齢者（75歳以上）	1,501	1,473	1,458	1,406	1,239	1,041	827	655
高齢化率	53.0%	52.7%	52.4%	51.0%	47.5%	43.7%	41.2%	39.4%
総人口に占める75歳以上の割合	32.1%	32.3%	32.6%	34.5%	33.9%	31.5%	27.6%	23.7%



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団（コーホート）の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。

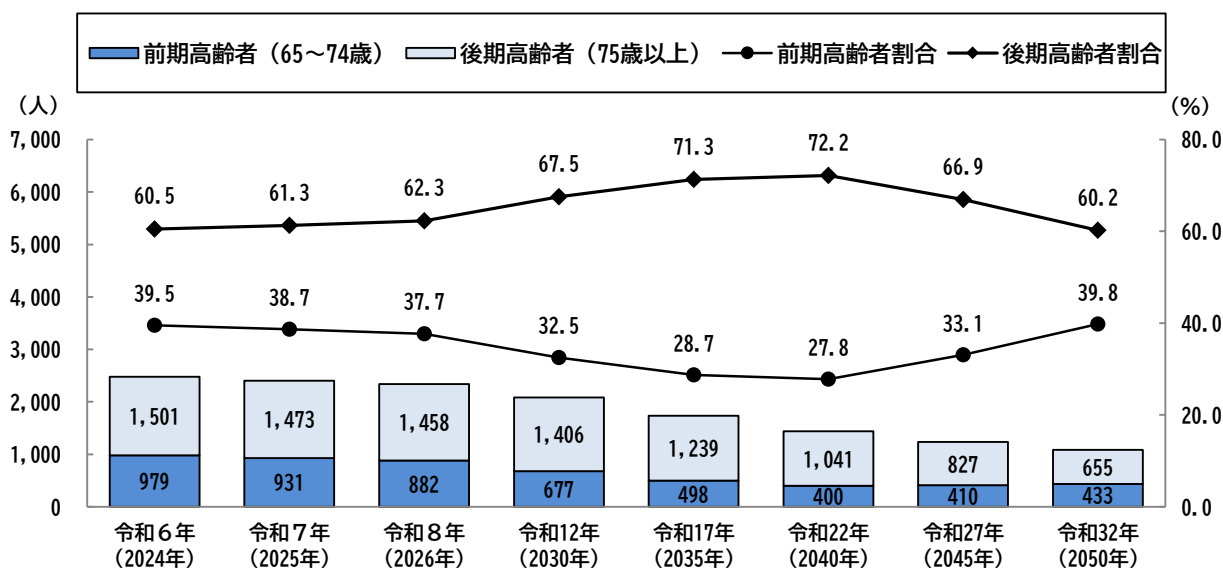
(2) 高齢者人口の推計

本町の前期高齢者割合は、令和 22（2040）年まで減少し続けますが、それ以降は増加に転じ、令和 32（2050）年には 39.8%となる見込みです。

一方、後期高齢者割合は令和 22（2040）年まで増加し続けますが、それ以降は減少に転じ、令和 32（2050）年には 60.2%となる見込みです。

単位：人

区分	第9期			第11期以降				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
高齢者人口（65歳以上）	2,480	2,404	2,340	2,083	1,737	1,441	1,237	1,088
前期高齢者（65～74歳）	979	931	882	677	498	400	410	433
後期高齢者（75歳以上）	1,501	1,473	1,458	1,406	1,239	1,041	827	655
高齢者に占める前期高齢者割合	39.5%	38.7%	37.7%	32.5%	28.7%	27.8%	33.1%	39.8%
高齢者に占める後期高齢者割合	60.5%	61.3%	62.3%	67.5%	71.3%	72.2%	66.9%	60.2%



※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

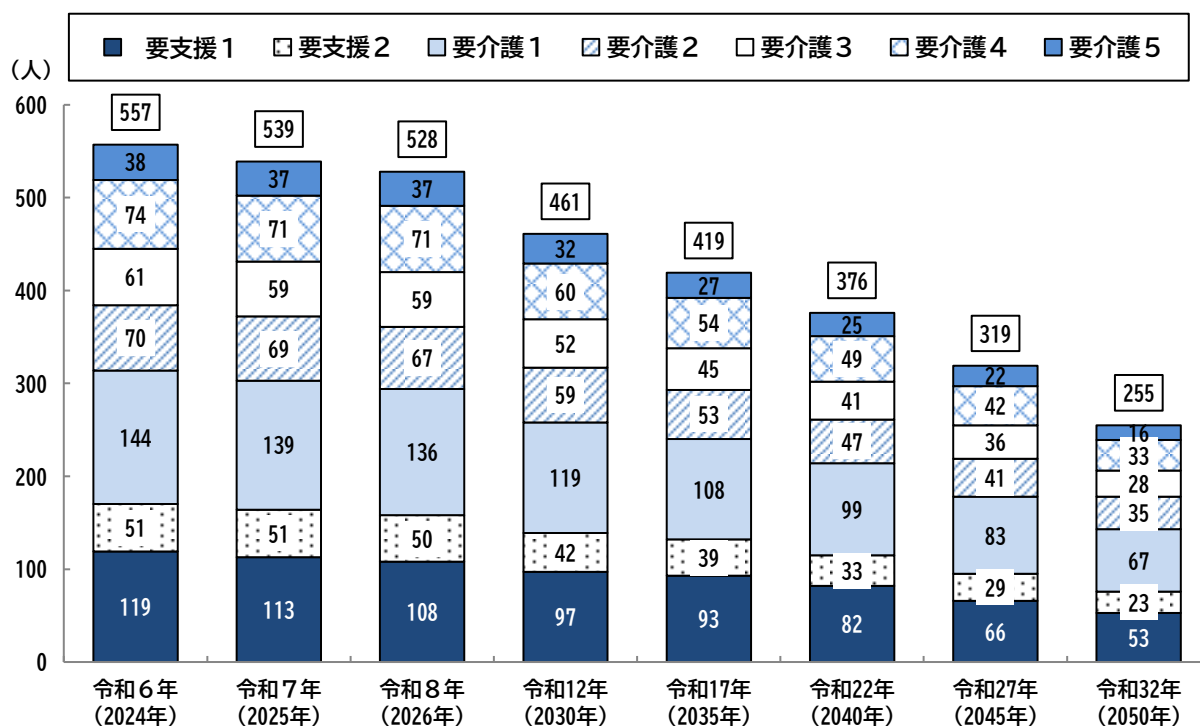
2 要介護認定者数等の将来推計

(1) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者の推計をみると、減少傾向となる見込みになっており、令和8（2026）年に528人、令和32（2050）年に255人となる見込みです。内訳をみると、すべての要支援・要介護度で緩やかに減少していく見込みです。

単位：人

	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
要支援・要介護認定者数	557	539	528	461	419	376	319	255
要支援1	119	113	108	97	93	82	66	53
要支援2	51	51	50	42	39	33	29	23
要介護1	144	139	136	119	108	99	83	67
要介護2	70	69	67	59	53	47	41	35
要介護3	61	59	59	52	45	41	36	28
要介護4	74	71	71	60	54	49	42	33
要介護5	38	37	37	32	27	25	22	16

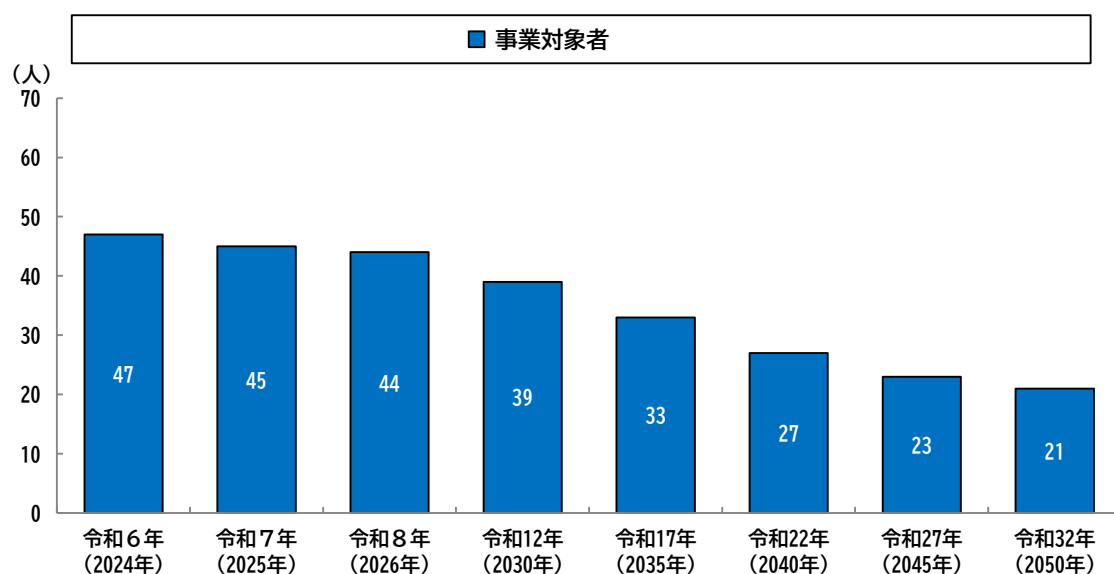


(2) 事業対象者数の推計

事業対象者数の推計をみると、令和6（2024）年以降減少が予想されており、令和32（2050）年には21人と令和6（2024）年時の半数以下にまで減少する見込みとなっています。

単位：人

区分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
事業対象者数	47	45	44	39	33	27	23	21



第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

高齢化の進展や人口減少に伴い、家庭・地域・職場という身近な生活領域における介護をはじめとする様々な支え合い基盤の低下が顕著となる中、誰もが役割を持ち、共に支え合うシステムの再構築を図るため、住民の方をはじめ、地域活動団体・企業等と行政が協働し、公的な体制による支援とあいまって、高齢者の方を含むすべての住民の方が、様々な生活課題を「我が事・丸ごと」受け止め、解決していくことができるような包括的な支援体制を整備することにより、「地域共生社会」を実現することが求められています。

こうした状況を踏まえ、「団塊の世代」の方々が後期高齢者となる令和7（2025）年及び「団塊ジュニア世代」が高齢者の仲間入りをする令和22（2040）年の地域社会を見据えて、現在構築・深化に向け取り組んでいる「地域包括ケアシステム」が「地域共生社会」の基礎的役割を担うものであるとの認識のもと、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現を目指して、次の基本理念のもと、各種施策を推進します。

計画の基本理念

**高齢者が住み慣れた地域で
安心して暮らしつづけることができるまちづくり
～いつまでもいきいきと暮らせる神山町をめざして～**

2 基本方針

高齢者施策の基本理念に基づき本計画を推進するにあたって次の基本方針に取り組みます。

(1) 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

本町では高齢化率が令和5（2023）～令和6（2024）年をピークに減少に転じると推計していますが、高齢化率はしばらく50%以上が続き、一人暮らしや高齢者世帯、認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の割合が引き続き高い割合で推移することが予測されます。こうした中で、要介護状態又は要支援状態になることを未然に防ぐ予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図る必要があります。

そこで、高齢者の健康増進に関する情報提供や普及啓発を積極的に展開しながら、生活習慣病の予防及び改善、関係機関が連携して健康の増進、疾病の発症予防に取り組むなど、保健事業と介護予防の一体的な取組を通じて、健康寿命の延伸を図ります。

また、高齢者がいきいきと生きがいを持って暮らすために、一人ひとりの状態に応じた適切なサービスの提供に努めます。

(2) 誰もがお互いに支え合う地域づくり

本町でも少子高齢化の進展に伴う家族形態の変化により、地域とのつながりが希薄化し、生活に不安を抱えた孤立する高齢者が増えています。

そこで、地域のマンパワーを最大限に有効活用し、地域住民が「支える側」に加わり、もともとの生活環境の中にある互助や人付き合い、地域とのつながりを重視することが重要となっています。

介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、地域包括支援センターを中心に、「地域包括ケアシステム」の推進を目指します。

また、地域活動への参加促進や生きがいづくり等を通し、互いに見守り、支え合うことのできる地域づくりに努めるとともに、高齢者の持っている力を地域の資源として活用できるように取り組んでいきます。

(3) 住み慣れた地域でいつまでも暮らせる体制づくり

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り地域において在宅生活が継続できるよう、介護が必要な高齢者等に対し、自立支援や介護予防・重度化防止を基本とした介護サービスを提供するとともに、必要な人に過不足のない適切なサービスが提供されるよう持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

また、近年の災害発生状況等を踏まえた防災対策、感染症対策、住まいや住環境の整備、認知症の方やその家族等への支援の充実を図り、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていける体制整備に努めます。

3 高齢者施策の体系

本計画期間の高齢者施策体系は次のとおりです。

1 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

1 - 1	高齢者の健康づくり	
1 - 2	介護予防	(1) 介護予防・生活支援サービス事業
		(2) 一般介護予防事業
		(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

2 誰もがお互いに支え合う地域づくり

2 - 1	社会参加と生きがいづくりへの支援
2 - 2	支え合いのまちづくり

3 住み慣れた地域でいつまでも暮らせる体制づくり

3 - 1	介護保険給付	(1) 居宅・施設介護サービスの提供
		(2) 事業所の指定・指導
		(3) 地域共生社会の実現に向けた「共生型サービス」の整備
3 - 2	介護福祉サービスの充実	(1) 養護老人ホームの運営
		(2) 在宅医療・介護連携の推進
		(3) 認知症施策の推進
		(4) 地域ケア会議の充実
		(5) 相談窓口
		(6) 高齢者虐待防止の推進
		(7) 高齢者施策の推進
		(8) 支援を必要とする人への関わり
		(9) 地域包括支援センターの業務負担軽減及び体制整備
		(10) 高齢者の住まいの安定的な確保
3 - 3	介護サービスの質的向上	(1) 業務効率化に向けた取組
		(2) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保
3 - 4	介護給付適正化事業の推進	(1) 要介護認定の適正化
		(2) ケアプランの点検
		(3) 縦覧点検・医療情報との突合

第5章 高齢者施策の展開

基本方針Ⅰ 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

1-1 高齢者の健康づくり

本町では、平成28（2016）年3月に「夢・元気・笑顔～健康かみやま21～第2期計画」を策定し、ライフサイクルに沿った生活習慣病の発症予防と重症化予防を図るため、様々な対策を行っています。令和2年度に実施した中間評価のデータ分析の結果、特に心疾患の受療状況及び死亡率が5年間で悪化しており、心疾患の要因となる肥満者数の増加、高血圧者の増加がみられました。

本町の健康課題として「肥満」「高血圧」に重点を置き、健康かみやま21計画関係機関等と連携し、予防活動を実施します。また、将来の介護予防を目的に、若年層からのライフサイクルを通した生活習慣病の発症予防及び重症化予防に努めます。

取組内容

町の主要な死亡原因であるがんと循環器疾患に加え、重大な合併症を引き起こすおそれのある肥満、高血圧、糖尿病及び認知症の対策は、町民の健康寿命の延伸を図る上で重要な課題です。これらに対処するため、発症予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進しています。

また、生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するために、町民の健康の増進を形成する基本的要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康、休養・こころの健康に関する生活習慣改善の取組を行っています。

がん	①がんの発症を予防する知識と生活習慣について普及啓発を行います。 ②がん検診の受診勧奨を行います。 ③がん検診を受けやすい体制を整備します。 ④がん検診精密検査の確実な受診を勧奨します。
循環器疾患	①健康診査又は特定健康診査の実施及び受診率の向上に努めます。 ②「健康寿命の延伸を図るための脳卒中、心臓病その他循環機能に係る施策に関する基本法」に基づく循環器疾患の発症予防及び重症化予防のための施策を推進します。
糖尿病	①糖尿病の発症及び重症化予防のための施策を推進します。 ②糖尿病重症化予防の医療連携を推進します。
COPD（慢性閉塞性肺疾患）	①COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防を啓発します。 ②禁煙支援を実施します。
認知症	①生活習慣病の重症化予防を推進し、認知症発症リスクを抑制します。

栄養・ 食生活	①ライフステージをととして、適正体重の維持と適切な食品摂取ができる力を育み、実践できるよう支援します。 ②各種会合で栄養・食生活についての啓発に努めます。 ③野菜 350 g 以上摂取、1 日の砂糖の適量、減塩等の啓発に努めます。 ④食事指導が重要とされる生活習慣病（肥満・高血圧・がん・循環器疾患・糖尿病・慢性腎臓病等）の重症化予防に向けた個別指導を行います。
身体活動・ 運動	①身体活動・運動の増加を推進します。 ②とくしま健康ポイントプロジェクトの啓発を行います。 ③関係機関と連携しフレイル・サルコペニア等の予防を啓発します。
飲酒	①アルコールが体に与える影響について啓発します。 ②飲酒運転をしない、させない啓発活動を行います。
喫煙	①たばこが体に与える害について周知します。 ②禁煙支援を行います。 ③受動喫煙防止対策を強化し、公共空間や職場、家庭内での禁煙対策について普及啓発を行います。
歯・ 口腔の健康	①歯周疾患検診を推進します。 ②「8020 運動」を推進します。 ③定期的な歯科検診の必要性を啓発します。 ④加齢による嚥下機能低下により引き起こされる誤嚥性肺炎予防に努めます。
休養・ こころの健康	①こころの健康に関する啓発を行います。 ②精神保健福祉事業を推進します。 ③自殺予防対策を推進します。

心疾患の受療状況及び死亡率は依然として高く、原因となる肥満者数の増加、高血圧者の増加は改善されていません。

また、健康かみやま 21 第 2 期計画の評価指標である「健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」に関する指標では、肥満者の増加や運動習慣のある者の減少等、横ばいや悪化している指標が多くなっています。

今後の方向性

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る基本方針と整合性を保ちつつ関係機関と連携し、特定健診をはじめとした健診受診率の増加のための受診勧奨を行うとともに、肥満者・高血圧者への保健指導の充実を図ります。

また、生活習慣病予防を重点とした取組を引き続き継続し、地域共生社会の実現に向け、重症化予防及び介護予防を目指します。

1-2 介護予防

高齢者が住み慣れた地域の中で健康に暮らしていくためには、できるだけ介護状態にならない、なっても重くならないための介護予防事業の推進が重要です。

要支援者等に対して、要介護状態等になることの防止や介護状態の軽減、悪化の防止、自立した日常生活の支援を実施できるよう、介護予防、重度化予防への取組を行っていきます。

本町においてはサービスを提供する事業所も他市町村に比べて少なく、支援も限られていますが、地域のニーズに応じた介護予防・生活支援のサービスを実施できるよう取り組んでいきます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

取組内容						
訪問介護	訪問介護員による身体介護、生活援助					
訪問型サービスA	旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（生活援助等）					
訪問型サービスB	住民主体の自主活動として行う生活援助等					
訪問型サービスC	理学療法士や作業療法士等リハビリテーション専門職が居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるための指導等を実施					
訪問型サービスD	移送直後の生活支援					
訪問介護の利用者は増加、訪問型サービスA（緩和型）、訪問型サービスB（住民主体による支援）、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）は数名利用者がいる状況です。訪問型サービスDはサービス事業者等がいない状況です。						
今後の方向性						
現状やニーズを踏まえて、現状のサービスを継続してきます。 また、多様なサービスを行うために、サービス事業者等の確保を検討していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数（件）	1,283	1,494	1,500	1,500	1,500	1,500

② 通所型サービス

取組内容						
通所介護	生活機能の向上のための機能訓練を行うサービス					
通所型サービスA	ミニデイサービス、運動・レクリエーション活動等を行うサービス					
通所型サービスB	体操、運動等の活動等、自主的な集いの場					
通所型サービスC	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを実施するサービス					
通所介護や通所型サービスB（住民主体による支援）は利用者が減少しています。通所型サービスA（緩和型）は利用者がほとんどおらず、通所型サービスC（短期集中予防サービス）は事業者がいらない状況です。						
今後の方向性						
現状やニーズを踏まえて、現状のサービスを継続していきます。 また、多様なサービスを行うために、サービス事業者等の確保を検討していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数（件）	2,637	2,548	2,600	2,600	2,600	2,600

（２）一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

取組内容						
閉じこもりや何らかの支援が必要な高齢者等の把握を地域住民や民生委員、児童委員、医療機関等から情報収集を行い状況把握し、その方の状態によりサービス事業等へつないでいます。						
今後の方向性						
今後も閉じこもりや何らかの支援を必要な高齢者等を把握し、介護予防活動へつなげていけるよう各関係団体と連携し支援を行っていきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数（人）	35	41	40	40	40	40
利用者数（人）	26	28	30	30	30	30

② 介護予防事業普及啓発

取組内容						
「広報かみやま」「地域包括支援センターだより」の発行、介護予防に関する講演会を充実し、住民に広く介護予防について周知・啓発するよう取り組んでいます。						
今後の方向性						
今後も住民に対し、介護予防に関する知識や情報の普及、啓発を継続していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防に関する講演会の開催（回）	0	1	1	1	1	1
「広報かみやま」年間発行回数（回）	6	6	6	6	6	6
「地域包括支援センターだより」年間発行回数（回）	1	1	1	1	1	1

③ 地域介護予防活動支援事業

取組内容						
各地域で実施されているサロン活動において、いきいき100歳体操の推進や、地域リハビリテーション活動支援事業でリハビリテーション専門職を派遣し、利用者に介護予防に資する体操等の指導を行うことで、介護予防の取組を強化し介護予防活動の育成・支援を行っています。 また、高齢者の社会参加の促進として、住民主体の多様なサービスの充実を図り、支援を必要とする高齢者等への支援の担い手の育成に努めています。 サロン参加者の高齢化が進行しサロンの継続が難しく、サロンの数が減少傾向になっています。サロンの継続維持・増加・男性参加者の拡大が課題となっています。						
今後の方向性						
住民自身が行う介護予防活動の育成・支援を行っていくため、今後も関係機関と連携しながら効果的に実施していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サロン数（か所）	18	14	15	15	15	15

④ 一般介護予防活動評価事業

取組内容						
介護保険事業計画に定める目標値の達成に努め、事業状況の検証、ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標を用いて事業評価を行っています。しかし、評価後の詳細な検証や分析ができていない状況です。						
今後の方向性						
評価後の詳細な検証や分析を的確に行い、効果的な事業が実施できるよう取り組んでいきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合事業評価（人）	37	79	80	80	80	80

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

取組内容						
地域ケア会議、住民運営の通いの場等において、徳島県理学療法士会、徳島県作業療法士会、徳島県言語聴覚士会からリハビリテーション専門職を派遣し助言を受けることで介護予防に努め、介護認定に至らない高齢者の増加を目指しています。 サロンで100歳体操を毎回行い、理学療法士による体力測定を年に2回行っています。 各地域で実施されているサロンでリハビリテーション専門職が体操や介護予防に関する指導を行うことで、介護予防活動を身近な活動として親しんでいただけるよう取り組んでいます。 言語聴覚士による口腔測定は2年に1回となっており、測定までの期間の口腔ケアの支援が行えていないのが課題となっています。						
今後の方向性						
口腔ケア向上のため、言語聴覚士と町内の歯科医が連携し、口腔測定を行うまでの口腔ケアの頻度を増やします。 住民自身が行う介護予防活動の育成・支援を行っていくため、今後も関係機関と連携しながら効果的に実施していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リハビリテーション専門職派遣数（回）	57	49	55	55	55	55

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

取組内容						
町民の健康寿命の延伸を図り、介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の発症予防・重症化予防等を一体的に実施するため、担当の保健師を配置し、KDB システム等を活用した地域の健康課題の分析、事業の企画・調整、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）、「糖尿病性腎症重症化予防事業」「その他の重症化予防」、通いの場等を活用したポピュレーションアプローチ「フレイル予防のための普及啓発・健康教育・健康相談」を実施しています。 介護認定者における有病状況では脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全が見られ、年齢があがるに伴い認知症が増加しています。また、健康診査結果をみると、肥満・血圧・HbA1c・腎機能において有所見が多く、国保被保険者の健診結果が後期に引き継がれています。特に体格ではBMI 18.5未満の低体重よりもBMI25以上の過体重の方が際立ち、本町の課題は肥満であり、若年期から解決されないまま後期高齢に移行している実態が伺えます。 治療中であってもコントロール不良である者も多く、適切な内服等の治療を被保険者自身が行っているのかどうか確認する必要があるとともに、高齢期に合わせた生活習慣による良好なコントロール状態の維持が必要です。						
今後の方向性						
本町の健康課題及び重点対策として早期に取り組みが必要な対象疾病は、虚血性心疾患及び脳血管疾患です。その最大の危険因子である高血圧及び糖尿病（高血糖）の実態をみると後期高齢者の被保険者となる前の国保の段階から高血圧及び糖尿病の者が多く、早い段階からの高血圧及び糖尿病の改善及び治療の継続が重要となっていることから、引き続き高齢者の健康づくりに関わる部署と連携した事業の企画・調整を行います。また、医療専門職が生活習慣病等の重症化予防等を目的に高齢者に対する個別的支援及び通いの場等における医療専門職によるフレイル予防の普及啓発活動や健康教育・健康相談を実施します。 生活習慣病予防を重点とした取組を継続し、地域共生社会の実現に向け、重症化予防及び介護予防を目指し、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業を関係部署と連携しながら実施していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康診査受診率(%)	18.1	18.1	18.5	20.0	21.0	22.0
健康診査受診者におけるⅡ度高血圧以上の者の割合(%)	8.4	11.8	11.0	11.0	10.5	10.0
健康診査受診者におけるⅠ度高血圧以上の者で未治療の割合(%)	50.3	43.5	43.0	43.0	42.5	42.0

基本方針 2

誰もがお互いに支え合う地域づくり

2-1 社会参加と生きがいづくりへの支援

高齢者が、地域貢献や生涯学習活動等を通じて、いきいきとしたアクティブな生活を送り、「生涯活躍」することは、生活習慣の改善や認知症予防に効果が期待され、健康寿命の延伸や介護予防等の観点から重要です。

地域において高齢者の生きがいづくりやサロン活動、文化活動等、自主的な活動が行われていますが、今後も継続して活動が行えるよう支援していきます。

また、多世代との交流や地域貢献等を行える多様な活躍の場の創出となるよう、環境づくりを行っていきます。

① 通いの場（サロン活動）

取組内容

地域の住民が気軽に集うサロン活動を通じ、地域の住民同士が交流し、生きがいや健康づくりのための活動を行い、継続することで、活動に取り組むボランティアもいきいきと元気に過ごせるよう取り組んでいます。

新規で立ち上げを行うサロンもありますが、継続した活動が困難なケースもあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりサロン活動が休止し、そのままサロン活動を中止するケースもありました。

今後の方向性

住民自身が介護予防、生きがいや健康づくりのための活動に継続して取り組めるよう、ボランティアへの支援等を行っていきます。

	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サロン数（か所） （再掲）	18	14	15	15	15	15

② シルバー人材センターへの支援（委託：社会福祉協議会）

取組内容						
定年後も高齢者がこれまでの経験で培ってきた「知識」、「経験」を活かして活躍できる環境を整備し、いつまでも社会の一員として役割を持って暮らし続けられるよう、就労の場を提供するシルバー人材センターの活動を支援しています。 地域全体の高齢化が進み、除草作業等の需要は高まる一方、定年延長や再雇用の動き等により新規入会者が少なく、会員の高齢化も進み、供給力不足に陥る可能性が懸念されています。						
今後の方向性						
広報等を通じて人材の確保に取り組んでいきます。 新規事業を開拓し、女性会員確保につなげていきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター登録者数（人）	43	41	43	45	45	45
契約件数（件）	461	469	470	470	470	470

③ 高齢者の就労への支援

取組内容						
シルバー人材センター以外の取組はできておらず、就労的活動支援コーディネーターの配置はできていない状況です。						
今後の方向性						
徳島県や近隣市町村との情報連携の強化を図りつつ、就労的活動支援コーディネーターの配置を検討します。						

④ 老人クラブ連合会の活動の活性化（社会福祉協議会）

取組内容						
老人クラブ連合会の各種活動（社会奉仕活動、教養講座の開催、健康増進への取組）に対する助成を行っています。						
今後の方向性						
次世代交流プログラムを取り入れるなど、参加者が楽しい、参加したいと思える事業の展開とともに、次世代の担い手を育成するための支援について検討します。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
単位老人クラブ数 （クラブ）	9	8	8	8	8	8
教養講座開催数 （回）	5	9	10	10	10	10
教養講座参加者数 （人）	97	133	140	130	130	130

⑤ 地域活動支援センターⅢ型への支援（社会福祉協議会）

取組内容						
在宅で生活している障がい者が通所できる唯一の町内施設となっており、出張喫茶、パットライスの製造・販売、アルミ缶収集及び洗浄、マット編み及び販売、昼食の調理実習、リサイクル品の販売、駐車場の清掃業務請負、チャイルドシートの洗浄・消毒、学習会（健康教室・生け花教室・陶芸教室）、地域交流活動（よこの市・桜まつり等の出店）、親睦会（クリスマス会等）を実施しています。						
今後の方向性						
年齢制限はなく、障がいや体調に合わせて自分のペースで働くことができるため、通所者が年を重ねても住み慣れた町内で通所継続できるよう、関係機関と連携し継続した支援を行っていきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者就業者数 （人）	3	3	2	2	2	2

⑥ スポーツ活動への支援（社会福祉協議会）

取組内容						
高齢者の健康づくりや支援の場として、神山町高齢者体育大会、ゲートボール大会、ヨガ教室、ニューススポーツ交流会等の実施を支援しています。						
今後の方向性						
高齢化による会員数の減少や、既会員の高齢化に伴い、次世代の担い手不足解消に向け、新たな担い手の育成や新規会員の獲得に向けた取組を検討していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
神山町高齢者体育大会参加者数（人）	中止	123	120	130	130	130
ゲートボール大会参加者数（人）	37	35	25	30	30	30

※中止は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

⑦ 文化活動への支援

取組内容						
生涯学習等文化活動の実施を通じ、将来にわたって成長する機会を確保する取組を支援しています。 参加者の高齢化が進んでいますが、若干新規で若い世代の参加者が増えつつあります。						
今後の方向性						
交流の場となり、一人でも多くの住民の方が参加できるように支援していきます。また、新規の参加者が増えるような取組を検討していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
文化活動実施回数（回）	1	1	1	1	1	1

2-2 支え合いのまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるためには、地域での見守りなど様々な支え合いが必要です。住民組織等と連携・協力して地域で高齢者が安心して暮らしていけるよう地域で支え合う体制の実現を目指し、また、自立した生活を送れるようサービスの提供に努めていきます。

① 認知症カフェの開催

取組内容						
認知症カフェは、「認知症の人やその家族が、地域の人や専門職等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場」のことをいい、現在は町内1か所で開催しています。情報交換や仲間づくりの場としても利用され、孤立・閉じこもりの防止、認知症の人と介護者の心理的負担の軽減などの効果がみられ、地域住民にとっても認知症への理解が深まったり、やりがいを感じられたりする場になっています。また、手段や情報等のサポートが提供されることで、適切なサービスや専門職と早期に繋がり、介護負担軽減や適切な支援により、地域や在宅生活の安定につながっています。						
今後の方向性						
認知症カフェを通じて、認知症の人やその家族が、地域の人や専門職等と相互に情報を共有し、お互いを理解できるように、認知症カフェの活動を支援していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ数 (か所)	1	1	1	1	1	1
認知症カフェ開催 数(回)	24	18	24	24	24	24
認知症カフェ参加 者数(人)	304	243	360	360	360	360

② 認知症サポーターの養成

取組内容							
住民主体の通いの場や役場職員、学校等で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての正しい理解、地域で見守る体制づくりを行っています。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、認知症サポーター養成講座及びフォローアップ講座の開催があまりできず、認知症サポーターの増加には至りませんでした。							
今後の方向性							
新型コロナウイルス感染症が5類相当となり、認知症サポーター養成講座及びフォローアップ講座の開催ができるようになったため、地域住民をはじめ町内で働く人や学生等にも受講していただけるよう講座を開催します。新オレンジプランに掲げる認知症の人と認知症サポーターが1対1程度の数になることを目指します。 フォローアップ講座受講者によるチームオレンジの活動も推進し、認知症の人やその家族のニーズと支援をつなぐ仕組みを整備していきます。							
		実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講座	開催数（回）	0	1	3	4	4	4
	参加者数（人）	0	17	60	70	70	70

③ キャラバン・メイトの養成

取組内容						
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、認知症サポーターキャラバン・メイト養成研修の参加者数が少なく、計画的な養成には至りませんでした。						
今後の方向性						
認知症サポーターキャラバン・メイトを計画的に養成するため、地域のあらゆる場所で認知症サポーター養成講座を企画・開催し、認知症について正しい知識の普及啓発に努めます。 認知症サポーターキャラバン・メイトが、認知症サポーターを養成することや、関係機関との連携を図ることで、認知症に関して地域のリーダー的役割となり、新オレンジプランに掲げる認知症の人と認知症サポーターが1対1程度の数になることを目指します。						
		実績		見込み	目標	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度
キャラバン・メイト数（人）		27	27	29	31	35
キャラバン・メイト連絡会（回）		0	0	1	1	1

④ 高齢者生活支援サポーターの養成

取組内容							
地域住民を対象に、介護予防や認知症等に関する知識や高齢者支援の知識を身につけ、支援に必要な高齢者を地域で見守る高齢者生活支援サポーターを養成し、フォローアップを行っています。 また、研修終了後は通いの場等で高齢者の支援を行えるようフォローしています。							
今後の方向性							
高齢者生活支援サポーターが地域で高齢者支援の活動を行えるよう、継続してフォローしていきます。							
		実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者生活支援サポーター養成研修	開催数(回)	0	1	1	1	1	1
	参加者数(人)	0	47	35	35	35	35
フォローアップ研修	開催数(回)	0	1	1	1	1	1
	参加者数(人)	0	47	35	35	35	35
高齢者生活サポーター数(人)		68	68	55	55	55	55

⑤ 地域支え合い事業（社会福祉協議会）

取組内容						
地域福祉の推進と福祉に対する住民意識を高めるために、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要援護者を対象に、民生委員児童委員を中心に、各種団体、ボランティア等との連携を図りながら見守りを兼ねた安否確認を行い、地域助け合いのネットワークが構築されるように地区ごとに活動しています。 ・餅つきと餅の配布 ・日用品や赤飯の配布 ・パットライスの配布 等						
今後の方向性						
地域のネットワークを深め、地域の実情を把握し、災害時や緊急の場合にも対応できる強い地域力をつけるため継続的に事業を実施します。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問対象者（世帯）	496	515	515	515	515	515

⑥ 地区組織活動の充実

取組内容						
各地域で地域住民が自主的に行う組織活動（障がい者ボランティアグループ「ハート・かみやま」、お結び会、友愛訪問等）が継続できるように後方支援しています。 高齢者が互いに支え合いながら、地域の中でいつまでも役割を持ち、社会の一員として活躍できるよう、組織間の連携や社会資源の活用、ボランティア組織の充実などを図っています。						
今後の方向性						
人口減少や少子高齢化が進んだ本町では、現在ボランティア加入者の支援なくしては事業が遂行できない状況となっています。今後は現加入者の健康増進を推進しながらボランティア活動の担い手の育成や組織の充実などを図ります。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「ハート・かみやま」活動人数（人）	47	40	37	37	37	37
友愛訪問（社協）人数（人）	57	33	34	35	35	35
ボランティア団体数（団体）（社協）	6	9	8	9	9	9

⑦ 高齢者の見守り・安否確認

取組内容

緊急通報装置整備事業により、高齢者一人世帯を対象に家庭用電話回線に接続し、人感赤外線センサーにより一定時間人の動きを感知しなかった時や、体調不良時に自ら緊急通報装置を操作した時に、コールセンターによる安否確認と見守り支援をしています。緊急通報装置整備事業利用者より緊急通報があった場合、事前登録した協力員が訪問し、安否確認を行っています。しかし、高齢者用携帯電話等の普及により、緊急通報装置を必要としている人は減少している傾向にあります。

また、見守りネットワークによる地域での見守り体制が構築されており、特殊詐欺等消費者被害をはじめ高齢者の異変時の早期発見・対応をしています。日常的に接している身近な人が見守ることで、高齢者を重層的に支えています。令和4年度から見守りネットワークの協力員・協力団体の登録を開始し、4名8団体の協力員・協力団体の方が登録しています。

今後の方向性

緊急通報装置整備事業の利用者数が減少しても、必要とする人がいる限りは事業継続の必要があると思われるため、引き続き取組を行っていきます。

通報があった際は、対応の結果などを適切にフィードバックし見守りネットワークが円滑に機能するように努めます。協力員・協力団体を増員し、情報の一元化に努め、より早期発見・早期対応ができるようにしていきます。

	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報装置整備事業利用者数 (世帯)	2	2	2	4	4	4
協力員登録者数 (人)	6	6	6	12	12	12
見守りネットワーク相談件数(件)	21	28	30	30	30	30
見守りネットワーク協力員登録者数 (人)	0	11	12	12	12	12

⑧ 民生委員児童委員

取組内容						
民生委員児童委員は、高齢化率の上昇や家族関係の希薄化、単身家庭の増加等、様々な問題がある中、地域の身近な相談相手として必要な支援を行っています。地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱えている方・障がいのある方・高齢者など地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役となっています。						
今後の方向性						
住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、住民の生活状態を必要に応じて把握し、支援が必要な場合は、行政や専門機関に早急につなぐことができるよう、民生委員児童委員活動を支援していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
民生委員児童委員数（人）	39	39	39	39	39	39

⑨ 生活支援・介護予防サービス提供体制整備推進協議体 (委託：一般社団法人神山つなぐ公社)

取組内容						
生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズの把握や整理、社会資源とのマッチング、既存のサービスで対応できないものについては、新しいサービスの開発などに取り組んでいます。 一般社団法人神山つなぐ公社への事業委託を機に、生活支援コーディネーターは委託先1名での配置となっています。						
今後の方向性						
生活支援コーディネーターがひろいあげた地域の声を基に、協議体委員や地域住民とともに地域課題の解決に継続して取り組みます。 今後は元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加できる活動や、地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター配置数（人）	2	1	1	2	2	2
協議体開催数（回）	4	4	3	3	3	3

基本方針 3 住み慣れた地域でいつまでも暮らせる体制づくり

3-1 介護保険給付

要支援・要介護者が介護保険サービスを適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所、サービス提供事業者と連携しながら、質の高い介護保険サービスの提供を図っていきます。

また持続的かつ健全な介護保健事業の運営を確保するために、介護保険サービスの給付適正化に取り組んでいきます。

(1) 居宅・施設介護サービスの提供

① 居宅サービスの提供

取組内容						
適切なケアプランに基づいた居宅サービスを提供することで、要介護（要支援）者ができる限り住み慣れた地域で生活できる在宅サービスとなるよう取り組んでいます。 要介護（要支援）者の減少に伴い、今後は居宅におけるサービス利用量の減少が見込まれます。						
今後の方向性						
要介護（要支援）者が、必要に応じた在宅サービスをスムーズに利用できるよう、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターをはじめ、各サービス提供事業者等と連携のもと、一人ひとりの状況に応じた適切な居宅サービスが確実に提供される体制の確保に取り組んでいきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護（予防）支援事業所指定数（か所）	5	5	5	4	4	4

【各サービスの内容】

サービス名	内容	本町の整備状況 R5.12月現在
訪問介護	要介護（要支援）者の居宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除など日常生活支援を行うサービスです。	1か所
訪問入浴介護	要介護（要支援）者の居宅にホームヘルパーが移動入浴車で訪問し、入浴の介護を行い身体の清潔の保持などを行うサービスです。	1か所

サービス名	内容	本町の整備状況 R 5.12月現在
訪問看護	要介護（要支援）者の居宅に看護師等が訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うことで療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すサービスです。	3 か所
訪問リハビリテーション	要介護（要支援）者の居宅に理学療法士、作業療法士等が訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。	1 か所
居宅療養管理指導	要介護（要支援）者の居宅に病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が訪問し、療養上の管理及び指導等を行うサービスです。	7 か所
通所介護	要介護（要支援）者がデイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを日帰りで行うサービスです。	2 か所
通所リハビリテーション	要介護（要支援）者が介護老人保健施設や医療施設等に通い、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。	1 か所
短期入所生活介護	要介護（要支援）者が老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。	1 か所
短期入所療養介護	要介護（要支援）者が老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理により介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。	1 か所
特定施設入居者生活介護	特定施設（一定の居住水準等を満たし指定されたケアハウス等）に入居している要介護（要支援）者が当該施設の提供するサービス、入浴、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練等を行うサービスです。	
福祉用具貸与	要介護（要支援）者の日常生活を支援するために、車椅子、特殊寝台、歩行器など利用者の状態に応じた福祉用具を適切に貸与するサービスです。	

サービス名	内容	本町の整備状況 R 5. 12 月現在
特定福祉用具販売	要介護（要支援）者に対して、福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具について購入費の一部を支給するサービスです。	
住宅改修	要介護（要支援）者に対して、手すりの取り付けや段差の解消など小規模な住宅改修を行った場合、改修費の一部を支給するサービスです。	
居宅介護（予防）支援	要介護（要支援）者が介護サービスを利用するにあたり、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービスが確実に提供されるようサービス提供事業者等との連絡調整等を行うサービスです。	5 か所

② 地域密着型サービスの提供

取組内容						
認知症高齢者や一人暮らし、高齢者世帯の増加を踏まえ、高齢者が中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためのサービスです。 保険者（市町村等）がサービス事業者の指定を行い、原則として当該市町村の被保険者のみの利用が可能となっています。 本町には、地域密着型サービスとして、令和 5（2023）年 12 月現在、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が 1 か所あります。 一人暮らしの認知症高齢者は増加傾向となっていますが、入所待ちが長期間続いている状況には至っていません。						
今後の方向性						
認知症高齢者が状態に応じて適切に利用できるよう施設に働きかけを行います。 また、施設運営が継続できるよう担い手確保に努めていきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
認知症対応型共同生活介護定員数（人）	18	18	18	18	18	18
認知症対応型共同生活介護施設数（か所）	1	1	1	1	1	1

【各サービスの内容】

サービス名	内容	本町の整備状況 R5.12月現在
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民の交流のもと、日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営むサービスです。	1 か所
その他の地域 密着型サービス	その他の地域密着型サービスについては、今後の認知症高齢者の増加等、利用者のニーズに応じて検討していきます。	

③ 施設介護サービスの提供

取組内容						
本町には、介護施設サービスとして、令和5（2023）年12月現在、介護老人福祉施設1か所、介護老人保健施設1か所があり、地域包括支援センター、医療機関、関係事業所と連携を図り、近隣市町の整備状況も確認しながら、利用者のニーズに応じた施設サービスの提供に努めています。 2施設とも空き状態が継続することなく稼働率の高い水準を推移しています。						
今後の方向性						
今後も高齢者増加が見込まれることから、現在の施設の維持と質の向上を図り、必要な利用者が適切に入所できるよう働きかけを行っていきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設 (か所)	1	1	1	1	1	1
介護老人保健施設 (か所)	1	1	1	1	1	1
介護医療院（か所）	0	0	0	0	0	0

【各サービスの内容】

サービス名	内容	本町の整備状況 R 5.12 月現在
介護老人福祉施設	要介護者に対して特別養護老人ホームにおいて、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。	1 か所
介護老人保健施設	要介護者に対して老人保健施設において、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療のほか日常生活上の世話を行います。	1 か所
介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対し、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。今後、利用者のニーズに応じて介護療養型医療施設の代わりとなる、介護医療院の創設について検討していきます。	

（２）事業所の指定・指導

取組内容						
地域包括ケアシステムの推進において、地域の実情に応じた適切なサービスを推進し、高齢者の自立支援・重度化予防に向けた取組が求められています。平成 28（2016）年からは、都道府県が指定・監督を行う通所介護のうち、小規模な通所介護事業所を市町村が指定・監督を行う地域密着型サービスに移行され、平成 30（2018）年からは、居宅介護支援事業所の指定権限が市町村へ移譲されました。 現在、指定事業所に対して実地指導を行っている状況です。						
今後の方向性						
指定事業所に対して実地指導を行い、規定に基づき適切なサービス提供が行われているか確認し、利用者が安心して利用できるよう働きかけを行います。						
	実績		見込み	目標		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実地指導件数（件）	1	1	1	1	1	1

(3) 地域共生社会の実現に向けた「共生型サービス」の整備

取組内容						
障がい者の高齢化に対応するため、介護保険と障がい福祉、どちらかの制度で、通所介護、訪問介護、短期入所生活介護を提供している事業所が希望すれば、「共生型サービス」の指定を受けられるように支援し、その整備に努めます。						
今後の方向性						
個人や世帯の抱える総合的課題等への包括的な支援や、分野をまたがる総合的サービス提供の支援が実施できるよう検討します。 また、重層的支援体制整備事業について、介護保険、障がい福祉など各分野と調整し、事業の実施を検討していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス利用者数（人）	3	3	5	5	5	5

3-2 介護福祉サービスの充実

高齢者が要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるためには、地域における様々な関係機関が連携し、その人を支えていく体制を整備することが必要です。高齢者一人ひとりの能力、ニーズに応じた適切なサービスの利用を促進していきます。

また、認知症の人への支援として、地域全体で支え合い、見守りができるよう、地域住民が認知症に対しての理解を深め、早期発見・早期診断・早期治療に結び付く仕組みづくりを進めていきます。

(1) 養護老人ホームの運営

取組内容						
65 歳以上で身体・精神または環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった方が入所できる施設です。食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供することにより養護を行います。 身の回りのことは自分でできる方が対象であり、自立した生活が継続できるよう構造や設備の面で工夫されています。 本町には養護老人ホーム寿泉園があり、社会福祉法人有誠福祉会が指定管理しています。						
今後の方向性						
入所者の状態に応じ、施設の維持と質の向上を図り、利用者が住み慣れた地域で生活できるように努めていきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホーム定員数（人）	50	50	50	50	50	50
養護老人ホーム施設数（か所）	1	1	1	1	1	1

(2) 在宅医療・介護連携の推進

① 地域の医療・介護の資源の把握

取組内容

「まちのクルマ Let's」のサービス開始等に伴い、「神山町社会資源マップ vol.5」改訂し、令和5年6月に全戸配布しました。

また、神山町ホームページからも確認できるよう、改訂版の掲載を行いました。

今後の方向性

引き続き社会資源等の把握を行い、その変更に合わせて『神山町社会資源マップ』の改訂を行っていくとともに、住民に活用方法の説明を行う機会を作る等啓発に努めます。

② 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討

取組内容

地域包括ケア「見える化」システム、国保データベース（KDB）システムから現状把握、分析を行っています。

名西郡医師会事務局、石井町、神山町の担当者間で現状の共有と対応策の検討を行っています。また、神山町地域ケア推進会議等で状況を共有し、行政課題となる場合は提案し検討しています。

今後の方向性

医療・介護の現状把握、分析を継続し、名西郡医師会事務局、石井町、神山町の担当者間で現状の共有及び対応策の検討を行います。また、現状把握、分析の結果を、住民に対しわかりやすく周知できるように努めます。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

取組内容

高齢者調査票兼台帳を毎年整備し、65歳以上の一人暮らし及び75歳以上のみで構成される世帯で本人の同意が得られた場合には神山消防署と情報共有し、救急搬送時に家族の連絡先、現病歴、服薬等がわかり医療機関での早急な対応ができるようになりました。また、救急搬送があった場合は速やかに連絡をいただき退院後等の支援（残された家族の対応・搬送後の支援・ケアマネジャーとの連携等）に結びつくようにしています。

医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進し、緊急を要する場合は、夜間・休日であっても対応しています。

今後の方向性

住み慣れた地域で継続して生活できるよう、引き続き神山消防署と情報連携を行うとともに、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を図り、関係機関と連携を推進していきます。

また、高齢者調査票兼台帳の整備を継続して行い、入院時からの医療機関と介護事業所等の連携の構築に努めます。

さらに、基幹病院で入院・手術された住民が、地元のかかりつけ医・在宅医療に戻った際に、安心して転院・在宅療養ができるようにするための連携・情報共有の方策等、在宅医療・介護連携推進委員会・名西郡医師会と協働して検討していきます。

	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携推進委員会（回）	1	2	1	1	1	1

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

取組内容

徳島県退院支援（医療と介護の連携）の手引きを活用し、有床診療所と連携し、介護サービス等支援が切れ目なく行えるよう取り組んでいます。

今後の方向性

今後も継続して徳島県退院支援の手引きを活用し、入退院時の連携・連絡を行い、医療と介護の切れ目のない支援が行えるよう取り組んでいます。名西郡医師会と協働し、基幹病院で入院・手術等された住民が、住み慣れた地域での治療・在宅療養に戻った際に、安心して転院・在宅療養出来るようにするにはどのような連携が必要か等検討を行っていきます。

また、全ての有床診療所との入退院時の連絡や連携についてのシステムづくりを推進し、入退院時の連携がスムーズにできるよう努めます。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

取組内容

地域包括支援センターに相談窓口を設置し、入退院時に本人や家族、関係機関からの相談を受け付け、在宅医療・介護が適切に利用できるよう関係機関と連携して取り組み、必要に応じて地域の医療機関・介護事業者など相互の紹介を行っています。

今後の方向性

高齢者調査票兼台帳を毎年整備し、神山消防署と情報を共有し、救急搬送があった場合は速やかに入退院時の支援に結びつくように連携していきます。

⑥ 医療・介護関係者の研修（委託：名西郡医師会）

取組内容						
名西郡医師会に委託し、地域の在宅医療・介護関係者の連携が図れるよう多職種研修事例検討会、多職種連携研修会を行っています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修回数を縮小していましたが、令和4年度以降は参加者数が戻りつつあります。						
今後の方向性						
名西郡医師会に委託し、地域の在宅医療・介護関係者の連携が図れるよう多職種研修事例検討会、多職種連携研修会を行っていきます。在宅医療・介護関係の多職種が一堂に会して課題解決における連携ができるように、顔の見える関係構築を行っていきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修の実施（回）	0	1	2	3	3	3
研修参加者数（人）	0	47	80	90	90	90

⑦ 地域住民への普及啓発

取組内容							
住み慣れた地域で継続して生活できるよう、住民に在宅医療や介護に関する理解を促進し、必要なサービスを適切に選択できるように啓発を行っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、在宅医療や介護の理解を促進するため、相談窓口の案内等について、「地域包括支援センターだより」「広報かみやま」等を通じて普及啓発しています。							
今後の方向性							
新型コロナウイルス感染症が5類相当となったことにより、住民に在宅医療や介護に関する理解を促進し、必要なサービスを適切に選択できるように講演会やサロンでの周知を再開し、普及啓発に努めてまいります。 また、分かり易いパンフレットを作成し、高齢者等に相談窓口について理解していただくことに努めます。							
		実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・ 介護連携 に関する 講演会	開催数（回）	0	0	2	2	2	2
	参加者（人） （委託：石井町・ 神山町併せて）	中止	中止	100	100	100	100
	参加者（人）	中止	中止	30	50	50	50

※中止は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

(3) 認知症施策の推進

令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されたことを踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進します。

認知症施策を推進していくにあたっては、認知症施策推進大綱に基づき、普及啓発・本人発信支援、認知症予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援等を含む取組を行っていきます。

① 認知症初期集中支援チーム活動の充実

取組内容						
地域包括支援センターに配置している「認知症初期集中支援チーム」が、認知症相談の窓口として、認知症の疑いのある早期の相談を受け付け、本人家族等へのアプローチを行い、主治医がいない場合の認知症サポート医への受診、専門医への受診など早期受診の動機付け等の支援を行っています。 情報提供があった際には早期に対応を行い、医療や介護サービスにつなげる支援を行っていますが、支援につながりにくいケースもあります。						
今後の方向性						
定期的にチーム員会議を開催するとともに、緊急的な場合は認知症サポート医の協力を得て、関係機関と連携しながら早期支援に取り組んでいきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム員会議開催数(回)	6	6	6	6	6	6
検討ケース数(ケース)	9	5	5	6	6	6

② 認知症地域支援推進員による支援

取組内容						
認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方とその家族の相談を受け付け、地域の実情に応じた支援を行っています。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、認知症キャラバン・メイト連絡会の開催はできませんでしたが、認知症カフェへの相談支援等を行いました。また、令和5年3月には認知症サポート医による認知症に関する講演会を開催しました。						
今後の方向性						
認知症キャラバン・メイト連絡会の開催、認知症ケアパスの作成、認知症カフェへの相談支援、認知症に関する講演会の開催等、認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組を行います。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員配置数（人）	4	4	4	4	4	4

③ 認知症ケアパスの充実

取組内容	
認知症状が発症しても状態に応じた適切な医療や介護のサービス提供の流れとなる認知症ケアパスの更新を行い、パンフレット等により普及・啓発を行っています。 また、認知症ケアパスを参考に、地域住民に対して行動・心理症状等の対応困難な事例に関するアドバイスをを行っています。	
今後の方向性	
今後も認知症の早期発見・早期対応、認知症への地域支援等について周知し、認知症になっても住み慣れた地域で生活していけるよう普及・啓発に努めます。また、認知症ケアパスについてのパンフレットの配布による周知のみでは内容の理解が難しいと考えられるため、認知症講演会・認知症サポーター養成講座・サロン等で説明を行いながら、普及啓発に努めます。	

④ 介護者支援の充実

取組内容

認知症カフェにおいて、認知症サポーターフォローアップ研修受講者がチームオレンジのボランティアとして活動しています。

また、ボランティアに対して認知症への理解や対応等について研修を行っています。

今後の方向性

認知症の人の家族や地域でその家族を支援している人の負担を軽減するため、認知症カフェ等で認知症についての学習と介護に関する知識・技術を習得する機会を持つことで、介護負担の軽減や対応力の向上に取り組みます。また、認知症カフェにおいて、家族の困り事等の相談・勉強会等を実施します。

さらに、認知症の人に関わるボランティア等に対して継続的に認知症に対する学習や認知症の人やその家族への支援等に関する学習の機会を確保します。

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた普及啓発の取組やチームオレンジの設置 (委託：特定非営利活動法人生涯現役応援隊)

取組内容

令和元年にチームオレンジの設置を行い、認知症カフェで活動を行っています。

チームオレンジの活動としては認知症カフェ『ほっとカフェ』における認知症の方本人・家族の支援を中心に活動しています。

今後の方向性

今年度よりチームオレンジのメンバーに活動報告書を記載してもらい、チームオレンジコーディネーターに集約してもらうことで、活動内容の「見える化」を図り、問題点の洗い出しや、現状の把握を行うこととしています。また、認知症カフェ『ほっとカフェ』にて家族の相談会や勉強会を実施することで、本人・家族の意向を施策に反映できるよう努めていきます。

(4) 地域ケア会議の充実

介護保険制度を持続可能な運営とするため、介護保険の理念である「できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように支援すること」を目的とした「地域ケア個別会議」を毎月開催し、介護保険のケアマネジメントの平準化及びスキルアップに努めています。困難事例等の支援を通じた地域ケア個別会議については、必要に応じて開催し、困難事例の解決及び計画作成者の支援を行っています。

また、自立支援を目的とした地域ケア個別会議、困難事例等の支援を通じた地域ケア個別会議で出た課題について、医療・介護・福祉・警察・消防・行政等が出席する地域ケア推進会議を開催し協議することで、地域に必要な取組を明らかにし、施策の立案、提言を行っています。

① 地域ケア個別会議

取組内容

幅広い知識のある多職種から助言を得て、多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討し、介護支援専門員の資質向上とサービスの質の向上を目指し、できるだけ在宅で自立した日常生活を継続できるように取り組んでいます。

また、困難事例に対して地域包括支援センターが担当介護支援専門員に寄り添い、課題解決に向けて協議を行っています。

訪問介護における生活援助中心型サービスの要介護状態区分に応じた定められた回数を超える市町村に届け出たケアプランの検証を行い、適切な利用を目指しています。

今後の方向性

今後も継続して地域ケア個別会議を開催し、高齢者の自立を支援するケアマネジメント力の向上、地域課題の発見や地域に必要な社会資源開発を行政課題として提案します。

また、幅広い地域ネットワークの構築を図るとともに、地域ケア会議の機能向上を目指していきます。

	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議 の開催（回）	5	5	5	5	5	5

② 地域ケア推進会議

取組内容						
地域ケア個別会議等で個別ケースを検討する中から地域の課題を見出し、医療・介護・福祉・警察・消防・行政等それぞれの専門職が地域に必要な施策の立案、提言を行っています。 地域ケア推進会議には毎回町長が出席しており、各専門職から出された提言から、行政課題の解決につなげています。						
今後の方向性						
地域住民が今後も住み慣れた町で生活が続けられるよう、地域課題を明確にし、政策形成へとつなげる機能の向上、地域に必要な政策の立案、提言を行っています。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア推進会議の開催（回）	1	1	1	1	1	1

（５）相談窓口

① 総合相談支援事業

取組内容						
総合相談事業として、次の項目に取り組んでいます。						
実態把握事業	高齢者への個別訪問や同居していない家族や近隣住民からの情報収集により、高齢者の生活や心身の状況・家族の状況等について実態把握を行い、支援を行っています。集落支援員及び民間事業者に委託しています。					
総合相談事業	地域包括支援センターが窓口となり、地域に住む高齢者の様々な相談を受け、関係機関への相談、各種制度の案内を行うことで、適切なサービスにつなげるとともに継続的に支援を行っています。					
今後の方向性						
高齢者の心身や生活に関する様々な相談を受け、関係機関への相談、各種制度の案内を行うことで、適切なサービスにつなげるとともに継続的に支援を行います。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者実態把握者数（件）	579	444	500	500	500	500
総合相談支援件数（件）	118	171	180	180	180	180

② 成年後見制度の普及

取組内容						
成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等によって契約などの法律行為を行うための判断能力が十分でない人を支援し、権利を保護するための制度です。 令和4年度に中核機関としての機能を持つ成年後見支援センターを設置し、事業の一部を特定非営利活動法人とくしま絆ネットに委託し、協働で成年後見制度利用の促進を図っています。 後見人の候補者については専門職後見人が多く、後見人等の担い手不足の懸念があります。						
今後の方向性						
研修や講演会等により、権利擁護、成年後見制度に関する周知・広報を行い、相談しやすい環境整備及び「成年後見支援センター」の相談窓口について普及・啓発を図ります。相談支援業務では、支援が必要と判断された方に対して、制度を活用した適切な支援につなげていきます。 また、関係機関や専門職、家裁等とのネットワーク体制の構築により「チーム支援」を推進していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見に関する相談件数（件）	4	7	4	6	6	6
町長申立件数（件）	4	4	3	3	3	3

③ 消費者被害への対応

取組内容						
見守りネットワークでは、高齢者や障がい者等を対象に詐欺や消費者被害に関する情報を提供し、警察等、関係機関と連携しながら、被害を未然に防止できるよう取り組んでいます。見守りネットワークが構築されたことや、普及啓発や見守りステッカーの配布等により、事務局へ情報が集まる体制が構築されており、早期発見・対応ができています。 また、令和4年度から見守りネットワークの協力員・協力団体の登録申請を開始し、4名8団体の協力員・協力団体の方が登録しています。						
今後の方向性						
見守りネットワークの協力員・協力団体の増員を図り、更なる見守りネットワークの機能強化を目指します。また、見守りネットワークの総会を開催し、消費者被害防止のための方向性を検討し、見守りネットワーク構成団体や地域の関係機関と連携しながら取り組んでいきます。 消費者被害が発生しないことを目標として取り組んでいきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
消費者被害に関する相談件数（件）	3	2	3	0	0	0

④ くらしサポートセンター神山（生活困窮者自立支援事業：社会福祉協議会）

取組内容						
これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、生活保護に至る前の段階から支援を行っています。具体的には仕事がみつからない、多額の借金がある、引きこもりの家族がいる、家賃や光熱費が払えないなどの個別の相談に対応し、一人ひとりにあったプランを作成し、自立に向けた支援を行っています。						
今後の方向性						
コロナ禍以降、生活困窮者は増加するとともに、問題は一層深刻化しています。高齢者に対する支援は就労につなぐことが難しく、日々の生活状況や健康状態の確認などの見守りが中心になることが多いため、関係機関との連携がより必要となっています。 自立相談支援事業を軸に家計支援、就労支援、食糧支援などで対応するとともに、早期に対応するため情報収集とアウトリーチに努めます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援件数（件）	1,272	1,127	1,127	1,000	1,000	1,000
新規相談件数（件）	21	17	17	15	15	15
プラン作成件数（件）	22	23	23	20	20	20

⑤ 心配ごと相談事業（社会福祉協議会）

取組内容						
日常生活の様々な相談に対し、民生委員児童委員の協力を得て相談者に支援及び助言、適正な機関を紹介する等、問題解決への手助けを行っています。						
今後の方向性						
防災無線、広報等で住民に周知し、相談事業を継続していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数（件）	8	8	8	8	8	8

(6) 高齢者虐待防止の推進

取組内容						
高齢者の虐待予防、防止に関する普及啓発、相談対応、認知症高齢者の見守り等を地域の関係者と連携しながら対応しています。						
今後の方向性						
高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、普及啓発や相談対応、見守り機能の強化によって情報の収集、虐待の早期発見や早期対応ができるようにしていきます。虐待が発生しないことを目標として取り組んでいきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
虐待に関する相談件数（件）	1	0	0	0	0	0
高齢者虐待件数（件）	0	0	0	0	0	0

(7) 高齢者施策の推進

① 神山町まちなクルマ Let's 利用助成事業

取組内容	
令和5年3月31日をもって町営バスが廃止され、4月1日から「まちなクルマ Let's」が運行しています。「バス停まで遠くて使えない」「免許返納したら病院や買い物に行くのが困る」といった住民の声に応えたもので、家の軒先から目的地まで安価に移動できる新しい公共交通サービスです。	
今後の方向性	
町内業者が運行するタクシー又は自家用有償車両の利用1回につき、運賃の8,000円を上限として、その85%分を本町が補助します。15%分及び上限を超えた運賃は利用者の自己負担となります。補助対象者はマイナンバーカードにより利用登録をした全ての神山町民で、補助対象者の年齢、用途、制度の利用回数に制限はありません。	

② 高齢者路線バス定期券購入費助成事業

取組内容						
徳島バス（株）が販売する高齢者を対象とした定期券（ながいき定期券）の購入にあたり、費用の一部の助成を行っています。 路線バスの沿線上に居住している一定の人が毎年購入費助成を申し込んでいるような状況です。						
今後の方向性						
高齢者の移動手段として、今後も必要な事業と考えられるため、継続して行っています。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ながいき定期券購入者数（人）	19	11	25	20	20	20

③ 高齢者住宅改造費助成事業

取組内容						
高齢による筋力低下などで日常生活上、何らかの介助を必要とする方を対象に介護保険の住宅改修と連携を図りながら手すりの設置、段差解消など住宅改造に係る経費の一部を助成しています。 県予算との兼ね合いがあり、対象者や対象工事が限られ、実績を増やすことは困難となっています。						
今後の方向性						
県と連携しながら引き続き事業を継続します。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者住宅改造費助成事業利用者数（人）	0	2	2	2	2	2

④ 福祉機器リサイクル事業（社会福祉協議会）

取組内容						
高齢者ができるだけ自分で日常生活を送れるよう福祉機器（特殊寝台、車椅子、歩行器、ポータブルトイレ等）を無料で貸し出しています。 介護保険による福祉用具の貸与に該当しない方、急な怪我や一時的な外出等、制度で補うことのできない様々なニーズに対応しています。						
今後の方向性						
福祉用具を活用することによって利用者の生活の質を向上、介護者の負担軽減を明確にし、積極的に知ってもらうよう、取り組んでいきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉機器リサイクル事業利用者数（人）	144	141	140	140	140	140

⑤ 在宅高齢者等紙オムツ支給事業（社会福祉協議会）

取組内容						
要介護2以上の高齢者等を介護している家族の経済的負担を軽減するため、介護用紙オムツを年間5パック支給しています。						
今後の方向性						
より多くの方に利用して頂けるように住民、介護支援専門員に周知を行い、事業を継続していきます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅高齢者等紙オムツ支給事業利用者数（人）	14	22	20	22	22	22

⑥ 食事サービス事業（社会福祉協議会）

取組内容						
高齢者一人暮らし（高齢者二人）の方等を対象に、社会福祉協議会とボランティアによる食事（弁当）を居宅に配るサービスを実施しています。令和4年度まではお弁当 800 円（自己負担 400 円／会員会費 400 円）でしたが、物価高騰のため、令和5年度よりお弁当 1,000 円（自己負担 500 円／会員会費 500 円）となっています。						
今後の方向性						
今後も周知を行い、利用者を増やしていくとともに、一緒に配達をしていただけるボランティアも増やせるよう努めます。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
食事サービス事業 利用者数 （人 or 世帯）	777	703	700	730	730	730

⑦ 法人後見事業の実施（社会福祉協議会）

取組内容						
成年後見制度が必要な人に、長期にわたり安定した支援を行うため、社会福祉協議会による法人後見事業実施に向けて検討します。						
今後の方向性						
事業実施に向けて体制整備に努めます。						

(8) 支援を必要とする人への関わり

① 防災体制の充実

取組内容

地域防災計画の定期的な見直しや、町民の防災意識の高揚、地域主体の自主防災組織の育成と活動強化に取り組んでいます。

また、町内の危険箇所を把握し、ハザードマップを作成、各家庭に配布することで防災意識の高揚、緊急避難場所、福祉避難所の周知、公共施設等の耐震化や段差の解消など住環境の整備に努めています。

今後の方向性

現状を継続しつつ、関係機関が連携し、高齢者調査票兼台帳、避難行動要支援者台帳の充実を図り、災害時要援護者の緊急避難支援体制の整備を図っていきます。

また、感染症や自然災害が発生した場合にも、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供するために、令和6年度より介護サービス事業所において業務継続計画（BCP）の策定が義務化されることから、業務継続計画（BCP）作成後の研修及び訓練の実施の促進等の支援を行います。

	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉避難所数 (か所)	2	2	2	2	2	2
福祉避難所収容人数 (人)	30	30	30	30	30	30
避難訓練開催数 (回)	6	6	6	6	6	6

② 感染症対策の推進

取組内容

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を受け、介護事業所等における感染症発生時においてもサービスを継続するために、事業所に対してマスク等の防護具や抗原検査キットの配布、感染症に関する情報共有や情報提供を行いました。

感染症対策におけるBCPの策定や必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備等に対する備えについて、日頃から定期的に点検しておく必要があります。

今後の方向性

感染症発生時は徳島県、保健所及び協力医療機関等と連携し、介護事業所等に対して感染症に関する情報共有や情報提供を行うとともに、介護事業所等の職員が感染症に理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する研修の充実等についても検討していきます。

また、感染症や自然災害が発生した場合にも、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供するために、令和6年度より介護サービス事業所において業務継続計画（BCP）の策定、感染症の予防及びまん延防止のための措置が義務化されることから、情報提供等の支援を行います。

③ 交通安全の推進

取組内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止していた交通安全キャンペーンを再開するとともに、老人クラブ連合会による交通安全教室に参加し、交通安全意識の啓発を行っています。

運転免許自主返納者に対し、関係機関が連携して徳島バスの回数券、商品券の交付をしています。

令和5年度からは公共交通をバスからタクシーへ変更し、「神山町まちのクルマ Let's 利用助成事業」の活用を進めています。

今後の方向性

交通安全キャンペーン等により、交通安全意識の啓発を行います。

また、運転免許証自主返納者支援事業の利用促進を図ります。

		実績		見込み	目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交通安全キャンペーン	開催数（回）	0	0	2	2	2	2
	参加者（人）	0	0	40	40	40	40
運転免許証返納者（人）		48	38	20	20	20	20
バス回数券 交付数（人）	町営バス	5	1	0	0	0	0
	徳島バス	2	3	1	2	2	2
	商品券	41	34	19	18	18	18

(9) 地域包括支援センターの業務負担軽減及び体制整備

取組内容
高齢化の進展に伴い「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進していく中で、地域の住民にとって効果的なセンター運営が安定的・継続的に行われることが重要となっています。センターの運営や活動に対する点検や評価を適切に行うことで、効果的な取組をさらに充実させていくとともに、不十分な点があれば改善していくことで中長期的に一定の運営水準の確保を図っています。 社会福祉協議会からの出向により人員配置基準に伴う専門職の確保については充実しつつあります。
今後の方向性
職員数の増加に伴い事務所の改善が必要となるため、令和7年度には事務所を社会福祉協議会に変更するとともに、業務の見直しを進め体制整備を行うために外部委託を進めていきます。

(10) 高齢者の住まいの安定的な確保

① 高齢者住宅改造費助成事業（再掲）

取組内容						
高齢による筋力低下などで日常生活上、何らかの介助を必要とする方を対象に介護保険の住宅改修と連携を図りながら手すりの設置、段差解消など住宅改造に係る経費の一部を助成しています。 県予算との兼ね合いがあり、対象者や対象工事が限られ、実績を増やすことは困難となっています。						
今後の方向性						
県と連携しながら引き続き事業を継続します。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者住宅改造費 助成事業利用者数 (人)	0	2	2	2	2	2

② 在宅・生活環境の整備

（住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況）

取組内容
町内に住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置はなく、今後も設置予定はありません。
今後の方向性
住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置があれば、県と情報連携を行い、高齢者の生活環境の整備に努めていきます。

3-3 介護サービスの質的向上

高齢者が安心して地域での生活を送っていただけるように、各サービスの充実を図ります。そのために、関係機関と連携しながら、サービスの質の向上や人材確保のための取組を推進していきます。

(1) 業務効率化に向けた取組

① 効率的な認定審査会の運営

取組内容

石井町と認定審査会を共同設置し、運営しています。

今後の方向性

今後も石井町と認定審査会を共同運営し、介護認定が必要な方にスムーズな認定を行っていきます。

② 介護現場の生産性向上

取組内容

事業所等へ介護ロボットに関する施策や活用事例等の情報提供を行っています。

今後の方向性

事業所等へ介護ロボットに関する施策や活用事例等の情報を提供し、介護現場での導入検討のきっかけになるような取組を進めます。

都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金の活用を促進し、介護ロボットやICT導入支援を行います。

(2) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

① 介護職に限らない専門職を含めた人材確保

取組内容

ハローワークや情報サイト「イン神山」に求人情報を掲載し、人材確保に努めています。

今後の方向性

今後も介護施設等からの依頼に基づき、ハローワークや情報サイト「イン神山」で求人情報の広報を行っていきます。

② 地元の学生等のボランティア活動

取組内容

町内にある高校の生徒が、学校で教わった庭づくりの技術を活かし、一人暮らし高齢者の庭木の手入れや修繕を行っています（有償ボランティア）。

今後の方向性

地元の高校生等と高齢者が接する機会を提供し、協力いただける地域の大人の方々を見つけながら、今後の担い手づくりにつながるように努めていきます。

3-4 介護給付適正化事業の推進

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めます。

(1) 要介護認定の適正化

取組内容						
要介護認定審査判定の偏りの是正及び一次から二次判定の重軽度変更割合の格差是正を図っています。認定調査において、公平性と客観性を確保し迅速な認定調査を推進できるよう、本町では認定調査を直営で行い、調査員同士で調査共有を行っています。 また、県等が主催する研修会への参加、関係者間での情報共有を行っています。						
今後の方向性						
今後も本町では直営で調査を行い、偏りのない公平かつ適正な要介護認定を行います。						
	実績		見込み	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会参加回数 (回)	2	2	1	1	1	1

(2) ケアプランの点検

ケアプラン・住宅改修・福祉用具貸与の点検

取組内容	
ケアプランの点検については、適切な介護サービスが提供されているかを確認するため、ケアマネジメント費を請求しているすべての事業所に対し、設定した期間の利用者ケアプランを提出してもらい、その中から抽出して点検し、結果の報告、指導を行っています。また、さらなる点検の実施体制を充実し、点検担当者の意識、資質の向上を図るため、県等の主催する研修会への参加や県の事業の活用を行っています。令和2年から点検形式を会議形式へと変更し、助言者として理学療法士・作業療法士の先生方をお招きして実施し、令和3年度から令和4年度は介護支援専門員協会から主任介護支援専門員を招き、更に専門的な指導をしていただけるようにしました。令和5年度からは、神山町地域包括支援センターの主任介護支援専門員が助言者として参加しています。 住宅改修点検についてはリハビリ専門職が介入し、施工前に住宅改修が必要な理由書とケアプラン、工事見積書や現地写真等の提出と点検をし、施工後に現地写真の確認、必要に応じ現地確	

認をすることにより不適切な利用の防止を行っています。徳島県理学療法士会・徳島県作業療法士会と委託契約を行い、先生を派遣して頂き、申請のあった被保険者様宅へ訪問し、住宅改修予定箇所を点検しています。

福祉用具貸与の点検について、実施体制の充実と専門職との連携を図るため、軽度者への例外的な福祉用具貸与の確認及び国保連合会介護給付適正化システム等を活用した点検を行っています。

今後の方向性

第9期よりケアプラン、住宅改修、福祉用具貸与の点検が一本化となるため、実施形態を下記のように再度検討しました。

ケアプランについては国保連合会介護給付適正化システム等を活用し、抽出されたより効果の期待できるものについて点検を行います。

住宅改修については今後もリハビリ専門職の点検を継続し、利用者にとって最適な住宅改修となるように徹底していきます。

福祉用具貸与の点検について、今後も国保連合会介護給付適正化システム等を活用し、点検を行います。

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

取組内容

医療情報との突合では、国保連合会に委託して入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除を図っています。

縦覧点検では、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処理を行っています。

今後の方向性

今後も国保連合会介護給付適正化システム等を活用し、縦覧点検を行っています。

第6章 介護保険事業の推進

1 介護保険サービスの利用実績

(1) サービスの利用状況

① 介護サービス

		実績		見込み
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	回/月	1,121.7	1,039.3	1,113.5
	人/月	94	93	82
訪問入浴介護	回/月	23	17	16
	人/月	4	4	3
訪問看護	回/月	367.1	341.4	270.6
	人/月	29	28	27
訪問リハビリテーション	回/月	230.8	192.3	144.1
	人/月	17	16	11
居宅療養管理指導	人/月	65	63	53
通所介護	回/月	959	1,013	920
	人/月	88	92	82
通所リハビリテーション	回/月	554.2	549.8	499.0
	人/月	62	62	59
短期入所生活介護	日/月	465.0	449.2	417.8
	人/月	19	20	19
短期入所療養介護（老健）	日/月	8.3	14.3	20.7
	人/月	2	3	2
短期入所療養介護（病院等）	日/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	121	120	113
特定福祉用具購入費	人/月	2	1	1
住宅改修費	人/月	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人/月	2	1	0

		実績		見込み
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人／月	0	0	0
地域密着型通所介護	回／月	12.2	3.2	0.0
	人／月	1	0	0
認知症対応型通所介護	回／月	5.3	2.6	0.0
	人／月	1	0	0
小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人／月	17	18	16
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人／月	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	人／月	44	45	46
介護老人保健施設	人／月	84	84	84
介護医療院	人／月	0	2	2
介護療養型医療施設	人／月	3	0	0
(4) 居宅介護支援				
居宅介護支援	人／月	214	209	193

② 介護予防サービス

		実績		見込み
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	74.8	82.6	101.6
	人/月	13	13	14
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	20.4	5.8	5.7
	人/月	3	1	1
介護予防居宅療養管理指導	人/月	7	6	6
介護予防通所リハビリテーション	人/月	47	46	52
介護予防短期入所生活介護	日/月	1.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	日/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	27	30	31
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	1	1	2
介護予防住宅改修	人/月	1	1	3
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0
(3) 介護予防支援				
介護予防支援	人/月	80	79	87

(2) 給付費の状況

① 介護サービス

単位：千円

	実績		見込み
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1) 居宅サービス			
訪問介護	46,640	42,725	42,601
訪問入浴介護	3,840	2,844	2,683
訪問看護	16,076	15,338	11,390
訪問リハビリテーション	8,077	6,766	5,022
居宅療養管理指導	5,657	6,073	5,097
通所介護	74,884	80,246	76,117
通所リハビリテーション	49,393	49,456	45,825
短期入所生活介護	45,181	44,454	42,563
短期入所療養介護（老健）	931	1,801	2,218
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	14,433	14,509	15,047
特定福祉用具購入費	392	225	562
住宅改修費	465	442	1,682
特定施設入居者生活介護	4,211	980	0
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	1,464	365	0
認知症対応型通所介護	582	292	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	53,140	54,678	49,756
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0

単位：千円

	実績		見込み
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	137,020	139,407	149,264
介護老人保健施設	268,628	267,116	270,100
介護医療院	0	7,384	4,655
介護療養型医療施設	9,170	1,343	0
(4) 居宅介護支援			
居宅介護支援	33,752	33,507	31,497
合計	773,936	769,950	756,077

② 介護予防サービス

単位：千円

	実績		見込み
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3,046	3,073	3,775
介護予防訪問リハビリテーション	695	195	190
介護予防居宅療養管理指導	590	428	413
介護予防通所リハビリテーション	14,686	14,752	16,786
介護予防短期入所生活介護	59	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,113	1,602	1,871
特定介護予防福祉用具購入費	123	259	473
介護予防住宅改修	524	927	2,283
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援			
介護予防支援	4,288	4,252	4,675
合計	25,124	25,489	30,466

2 介護保険サービスの推計

(1) サービス利用量の推計

① 介護サービス (第9期)

		推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	回/月	1,157.6	1,071.9	1,054.9
	人/月	82	78	76
訪問入浴介護	回/月	15.7	15.7	15.7
	人/月	3	3	3
訪問看護	回/月	299.8	292.6	292.6
	人/月	30	29	29
訪問リハビリテーション	回/月	217.8	217.8	217.8
	人/月	16	16	16
居宅療養管理指導	人/月	63	60	58
通所介護	回/月	943.9	888.9	867.2
	人/月	83	79	77
通所リハビリテーション	回/月	523.4	499.0	488.6
	人/月	62	59	58
短期入所生活介護	日/月	468.0	417.8	417.8
	人/月	21	19	19
短期入所療養介護（老健）	日/月	21.6	21.6	21.6
	人/月	3	3	3
短期入所療養介護（病院等）	日/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	113	107	105
特定福祉用具購入費	人/月	1	1	1
住宅改修費	人/月	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0

		推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人／月	0	0	0
地域密着型通所介護	回／月	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0
認知症対応型通所介護	回／月	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人／月	16	16	16
地域密着型特定施設 入居者生活介護	人／月	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	人／月	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	人／月	46	46	46
介護老人保健施設	人／月	84	84	84
介護医療院	人／月	2	2	2
(4) 居宅介護支援				
居宅介護支援	人／月	198	188	185

(中長期推計)

		推計				
		令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)	令和 27 年度 (2045 年度)	令和 32 年度 (2050 年度)
(1) 居宅サービス						
訪問介護	回／月	922.3	844.5	767.3	619.9	487.3
	人／月	67	61	55	46	37
訪問入浴介護	回／月	15.7	10.1	10.1	10.1	5.6
	人／月	3	2	2	2	1
訪問看護	回／月	254.9	233.5	217.2	186.7	129.4
	人／月	25	23	21	18	14
訪問リハビリテーション	回／月	164.0	164.0	149.9	135.8	82.0
	人／月	12	12	11	10	6
居宅療養管理指導	人／月	52	46	42	34	28
通所介護	回／月	765.3	687.6	621.1	531.1	409.6
	人／月	68	61	55	47	37
通所リハビリテーション	回／月	440.0	397.6	362.4	303.8	244.8
	人／月	52	47	43	36	29
短期入所生活介護	日／月	351.2	325.6	292.9	242.7	200.7
	人／月	16	15	13	11	9
短期入所療養介護（老健）	日／月	21.6	21.6	21.6	21.6	4.3
	人／月	3	3	3	3	1
短期入所療養介護（病院等）	日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人／月	94	84	75	65	52
特定福祉用具購入費	人／月	1	1	1	1	0
住宅改修費	人／月	1	1	1	1	0
特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0	0	0

		推計				
		令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)	令和 27 年度 (2045 年度)	令和 32 年度 (2050 年度)
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人／月	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人／月	14	13	10	9	7
地域密着型特定施設 入居者生活介護	人／月	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	人／月	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	人／月	40	34	32	28	22
介護老人保健施設	人／月	70	62	57	50	39
介護医療院	人／月	1	1	1	1	0
(4) 居宅介護支援						
居宅介護支援	人／月	164	146	135	113	92

② 介護予防サービス
(第9期)

		推計		
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	101.6	96.7	96.7
	人/月	14	13	13
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	5.7	5.7	5.7
	人/月	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	人/月	6	6	5
介護予防通所リハビリテーション	人/月	52	50	48
介護予防短期入所生活介護	日/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	33	32	32
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	2	2	2
介護予防住宅改修	人/月	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0
(3) 介護予防支援				
介護予防支援	人/月	89	86	82

(中長期推計)

		推計				
		令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)	令和 27 年度 (2045 年度)	令和 32 年度 (2050 年度)
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回／月	81.4	81.4	66.1	50.8	45.9
	人／月	11	11	9	7	6
介護予防訪問リハビリテーション	回／月	5.7	5.7	5.7	5.7	0.0
	人／月	1	1	1	1	0
介護予防居宅療養管理指導	人／月	5	5	4	4	2
介護予防通所リハビリテーション	人／月	43	40	35	29	23
介護予防短期入所生活介護	日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	日／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人／月	28	26	23	19	15
特定介護予防福祉用具購入費	人／月	2	2	2	2	0
介護予防住宅改修	人／月	2	2	2	2	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援						
介護予防支援	人／月	73	69	59	49	40

(2) 給付費の推計

① 介護サービス (第9期)

単位：千円

	推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1) 居宅サービス			
訪問介護	44,447	41,462	40,704
訪問入浴介護	2,719	2,723	2,723
訪問看護	12,167	11,873	11,873
訪問リハビリテーション	7,696	7,705	7,705
居宅療養管理指導	6,041	5,684	5,497
通所介護	80,009	74,853	73,063
通所リハビリテーション	49,022	46,530	45,532
短期入所生活介護	48,547	43,218	43,218
短期入所療養介護（老健）	2,618	2,621	2,621
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	15,380	14,364	14,136
特定福祉用具購入費	552	552	552
住宅改修費	1,682	1,682	1,682
特定施設入居者生活介護	0	0	0
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	50,458	50,522	50,522
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0

単位：千円

	推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	150,210	150,400	150,400
介護老人保健施設	273,913	274,260	274,260
介護医療院	7,353	7,363	7,363
(4) 居宅介護支援			
居宅介護支援	33,131	31,418	30,947
合計	785,945	767,230	762,798

(中長期推計)

単位：千円

	推計				
	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)	令和 27 年度 (2045 年度)	令和 32 年度 (2050 年度)
(1) 居宅サービス					
訪問介護	35,762	32,692	29,487	24,032	19,091
訪問入浴介護	2,723	1,753	1,753	1,753	970
訪問看護	10,379	9,593	8,885	7,700	5,191
訪問リハビリテーション	5,795	5,795	5,301	4,808	2,897
居宅療養管理指導	4,956	4,427	3,958	3,230	2,641
通所介護	64,659	57,917	52,407	44,702	33,934
通所リハビリテーション	41,004	37,266	34,109	28,187	22,661
短期入所生活介護	36,227	33,620	30,407	25,017	20,809
短期入所療養介護（老健）	2,621	2,621	2,621	2,621	692
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	12,725	11,381	10,015	8,801	6,868
特定福祉用具購入費	552	552	552	552	0
住宅改修費	1,682	1,682	1,682	1,682	0
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	44,114	41,109	31,488	28,484	22,038
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0

単位：千円

	推計				
	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)	令和 27 年度 (2045 年度)	令和 32 年度 (2050 年度)
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	130,550	110,937	104,711	91,673	71,823
介護老人保健施設	229,026	202,314	186,225	163,706	127,390
介護医療院	4,726	4,726	4,726	4,726	0
(4) 居宅介護支援					
居宅介護支援	27,446	24,375	22,594	18,914	15,333
合計	654,947	582,760	530,921	460,588	352,338

② 介護予防サービス
(第9期)

単位：千円

	推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3,829	3,625	3,625
介護予防訪問リハビリテーション	192	193	193
介護予防居宅療養管理指導	419	419	348
介護予防通所リハビリテーション	17,246	16,724	16,180
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,994	1,932	1,932
特定介護予防福祉用具購入費	473	473	473
介護予防住宅改修	2,283	2,283	2,283
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援			
介護予防支援	4,850	4,692	4,474
合計	31,286	30,341	29,508

(中長期推計)

単位：千円

	推計				
	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)	令和 27 年度 (2045 年度)	令和 32 年度 (2050 年度)
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,056	3,056	2,486	1,917	1,708
介護予防訪問リハビリテーション	193	193	193	193	0
介護予防居宅療養管理指導	348	348	276	276	143
介護予防通所リハビリテーション	14,374	13,335	11,528	9,673	7,595
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,692	1,571	1,390	1,147	906
特定介護予防福祉用具購入費	473	473	473	473	0
介護予防住宅改修	1,522	1,522	1,522	1,522	761
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援					
介護予防支援	3,983	3,765	3,220	2,674	2,183
合計	25,641	24,263	21,088	17,875	13,296

(3) 総給付費の推計

認定者数の推計結果や現在の介護サービスの利用状況をベースに、総給付費を推計すると以下のとおりとなります。

【実績】

単位：千円

	実績		見込み
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
在宅サービス	326,890	324,530	312,768
居住系サービス	57,352	55,659	49,756
施設サービス	414,818	415,250	424,019
合計	799,060	795,439	786,543

【推計】

(第9期)

単位：千円

	推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅サービス	335,297	315,026	309,761
居住系サービス	50,458	50,522	50,522
施設サービス	431,476	432,023	432,023
合計	817,231	797,571	792,306

(中長期推計)

単位：千円

	推計				
	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)	令和32年度 (2050年度)
在宅サービス	272,172	247,937	224,859	189,874	144,383
居住系サービス	44,114	41,109	31,488	28,484	22,038
施設サービス	364,302	317,977	295,662	260,105	199,213
合計	680,588	607,023	552,009	478,463	365,634

(4) 地域支援事業費

【実績】

単位：千円

	実績		見込み
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防・日常生活支援総合事業			
訪問型サービス	4,166	5,188	8,158
通所型サービス	11,703	10,644	10,410
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	3,597	3,306	3,507
介護予防把握事業	1,753	4,164	4,363
介護予防普及啓発事業	719	319	541
地域介護予防活動支援事業	2,888	3,119	3,810
一般介護予防事業評価事業	1,378	3,584	4,363
地域リハビリテーション活動支援事業	1,200	1,142	1,324
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	221	181	1,041
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業			
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営）	16,509	11,057	11,791
任意事業	571	526	1,139
包括的支援事業（社会保障充実分）			
在宅医療・介護連携推進事業	2,133	2,757	3,466
生活支援体制整備事業	6,647	6,040	6,995
認知症初期集中支援推進事業	3,445	3,868	4,136
認知症地域支援ケア向上事業	570	76	76
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	500	410	500
地域ケア会議推進事業	1,101	1,154	1,327
合計	59,103	57,536	66,947

【推計】

(第9期)

単位：千円

	推計		
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業			
訪問型サービス	9,017	9,011	9,009
通所型サービス	10,470	10,449	10,439
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	3,721	3,653	3,616
介護予防把握事業	2,258	4,475	4,429
介護予防普及啓発事業	2,283	1,732	1,714
地域介護予防活動支援事業	3,713	4,568	4,521
一般介護予防事業評価事業	2,213	1,457	1,442
地域リハビリテーション活動支援事業	1,432	1,495	1,480
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	1,529	1,000	1,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業			
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	22,746	13,599	13,237
任意事業	1,389	2,265	2,205
包括的支援事業（社会保障充実分）			
在宅医療・介護連携推進事業	4,470	3,043	2,962
生活支援体制整備事業	6,789	7,270	7,076
認知症初期集中支援推進事業	4,282	2,943	2,864
認知症地域支援ケア向上事業	4,162	2,908	2,830
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	2,561	2,898	2,821
地域ケア会議推進事業	1,372	1,291	1,256
合計	84,407	74,057	72,901

(中長期推計)

単位：千円

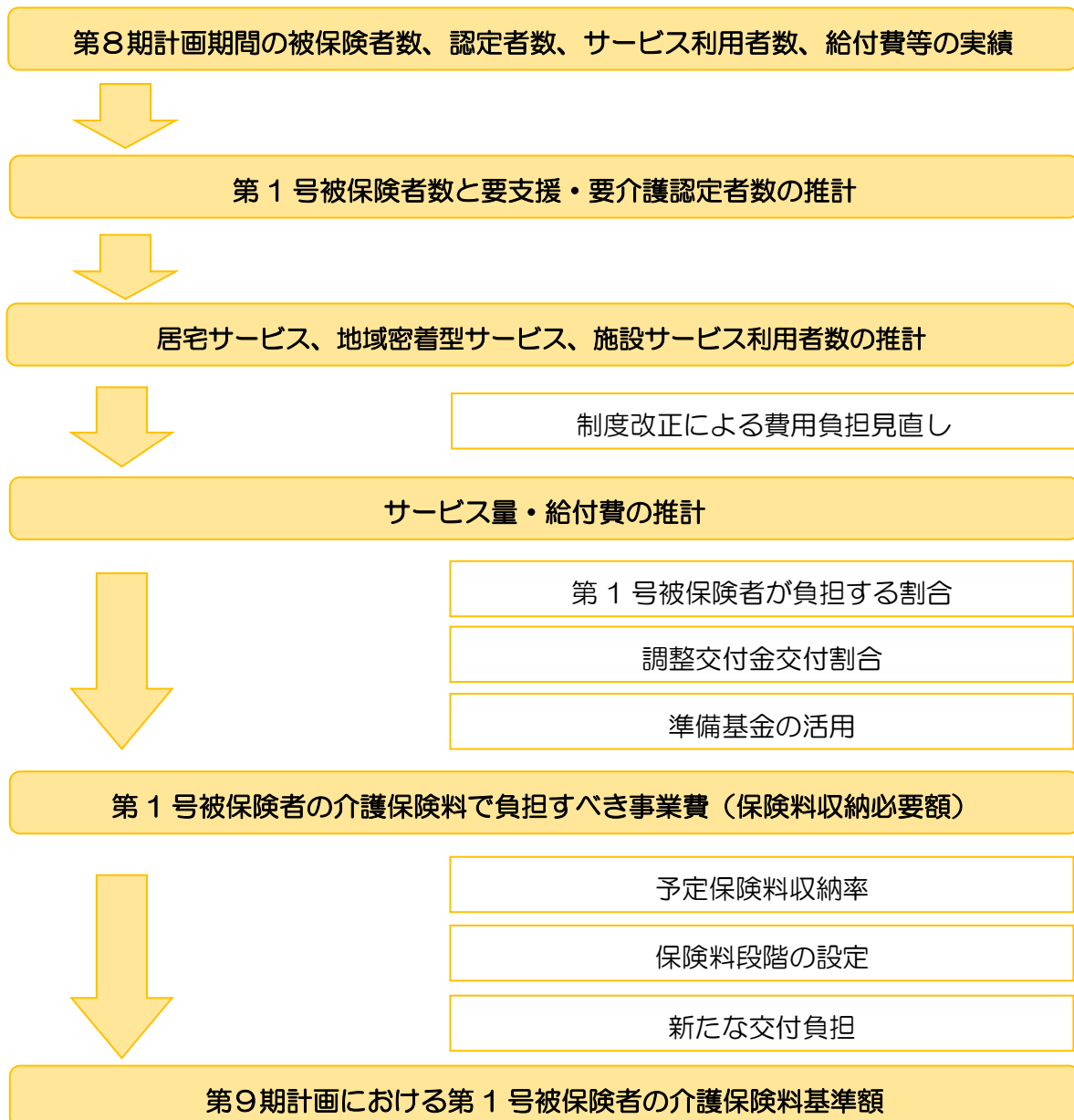
	推計				
	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)	令和 27 年度 (2045 年度)	令和 32 年度 (2050 年度)
介護予防・日常生活支援総合事業					
訪問型サービス	6,791	5,821	5,071	4,331	3,729
通所型サービス	8,767	7,535	6,539	5,549	4,742
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	3,304	2,912	2,446	1,943	1,539
介護予防把握事業	4,111	3,623	3,044	2,418	1,915
介護予防普及啓発事業	509	449	377	299	237
地域介護予防活動支援事業	3,590	3,163	2,658	2,111	1,672
一般介護予防事業評価事業	4,111	3,623	3,044	2,418	1,915
地域リハビリテーション活動支援事業	1,247	1,099	923	733	581
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	980	864	726	577	457
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業					
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営）	9,677	8,069	6,694	5,746	5,054
任意事業	934	779	646	555	488
包括的支援事業（社会保障充実分）					
在宅医療・介護連携推進事業	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466
生活支援体制整備事業	6,995	6,995	6,995	6,995	6,995
認知症初期集中支援推進事業	4,136	4,136	4,136	4,136	4,136
認知症地域支援ケア向上事業	76	76	76	76	76
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	500	500	500	500	500
地域ケア会議推進事業	1,327	1,327	1,327	1,327	1,327
合計	60,521	54,437	48,668	43,180	38,829

第7章 介護保険事業の運営

1 第1号被保険者保険料について

(1) 介護保険料基準額の推計手順

第9期計画期間（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）における介護保険事業の第1号被保険者の介護保険料基準額については、国が示す推計方法を踏まえて、地域包括ケア「見える化」システムを利用し、以下の手順に沿って算出しました。第8期計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費等の実績をもとに推計を行い、介護保険料の算定にあたっての諸係数等を勘案しながら第1号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。



(2) 標準給付費見込み額の算定

標準給付費見込み額は以下のとおりとなります。

単位：千円

	第9期合計	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総給付費	2,407,108	817,231	797,571	792,306
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	124,466	42,654	41,328	40,484
特定入所者介護サービス費等 給付額	122,631	42,060	40,701	39,870
特定入所者介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額	1,835	594	627	614
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	55,343	18,964	18,377	18,002
高額介護サービス費等給付額	54,445	18,674	18,070	17,701
高額介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	898	290	307	300
高額医療合算介護サービス費等給 付額	5,567	1,893	1,866	1,808
算定対象審査支払手数料	3,477	1,183	1,166	1,129
標準給付費見込額	2,595,961	881,925	860,307	853,729

※特定入所者介護サービス費等給付額：低所得の人の介護保険施設等の利用が困難とならないように、食費と居住費の一定額以上が保険給付される制度です。

※高額介護サービス費等給付額：介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。

※高額医療合算介護サービス費等給付額：医療費と介護費の自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。

※算定対象審査支払手数料：介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託している国保連合会に対して、支払う手数料です。

(3) 地域支援事業費見込み額の算定

地域支援事業費の見込み額は以下のとおりとなります。

単位：千円

	第9期合計	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	112,126	36,636	37,840	37,650
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）及び任意事業費	55,441	24,135	15,864	15,442
包括的支援事業（社会保障充実分）	63,798	23,636	20,353	19,809
地域支援事業費	231,365	84,407	74,057	72,901

(4) 保険料基準額の算定

第9期計画期間の保険料基準額は64,800円(年額)、5,400円(月額)です。

【保険料基準額の算定】

はじめに今後3年間(令和6年度～令和8年度)の標準給付費見込額、地域支援事業費見込額の合計〔A〕に第1号被保険者負担割合(23%)を乗じて第1号被保険者負担分相当額〔B〕を求めます。

次に本来の交付割合による調整交付金相当額〔C〕と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額〔D〕の差〔C－D〕、財政安定化基金への償還金〔E〕を加算し、保険者機能強化推進交付金等の交付見込額〔F〕、基金取崩の額〔G〕を差し引いて保険料収納必要額〔H〕を算出します。

この保険料収納必要額〔H〕を予定保険料収納率〔I〕で除して得た額を、所得段階を加味した第1号被保険者数〔J〕で除したものが第1号被保険者の保険料基準額〔K〕(年額)、さらに月数で除したものが第1号被保険者の保険料基準額〔L〕(月額)となります。

項目	金額
標準給付費見込額＋地域支援事業費見込額〔A〕	2,827,326千円
第1号被保険者負担分相当額〔B〕＝〔A〕×23%	650,285千円
調整交付金相当額〔C〕※1	135,404千円
調整交付金見込額〔D〕※2	314,849千円
財政安定化基金償還金〔E〕※3	0千円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額〔F〕	11,100千円
介護保険事業財政調整基金取崩額〔G〕	45,300千円
保険料収納必要額〔H〕 〔H〕＝〔B〕＋〔C〕－〔D〕＋〔E〕－〔F〕－〔G〕	414,440千円

項目	数値
保険料収納必要額〔H〕	414,440千円
予定保険料収納率〔I〕	99.50%
所得段階別加入割合補正後被保険者数〔J〕※4	6,428人
第9期の第1号被保険者の介護保険料の保険料基準額〔K〕(年額) 〔K〕＝〔H〕÷〔I〕÷〔J〕	64,800円
第9期の第1号被保険者の介護保険料の保険料基準額〔L〕(月額) 〔L〕＝〔K〕÷12か月	5,400円

※1 調整交付金相当額＝(標準給付費見込額＋介護予防・日常生活支援総合事業費)×調整交付金交付割合の全国平均値(5%)

※2 調整交付金見込額＝{(標準給付費見込額＋介護予防・日常生活支援総合事業費)×調整交付金見込交付割合×調整率}＋特別調整交付金の交付見込額

※3 本町は財政安定化基金からの借入れを行っていないため、償還金(基金への返済)はない。

※4 第1号被保険者保険料に不足を生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計(所得段階別加入割合補正後被保険者数)を被保険者数とみなして基準額を算定する。

(5) 所得段階別保険料の算定

所得段階別の保険料は以下とおりとなります。なお、制度改正に伴い、所得段階は現行の9段階から13段階に移行します。

所得段階別対象者数の見込みと基準額に対する割合

所得段階	対象者	基準額に対する比率	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税 (公的年金等収入額+合計所得金額が80万円以下)	0.285 (0.455)	18,500円 (29,484円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税 (公的年金等収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下)	0.485 (0.685)	31,500円 (44,388円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税 (公的年金収入額+合計所得金額が120万円超)	0.685 (0.69)	44,400円 (44,712円)
第4段階	・本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる) (公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下)	0.9	58,300円
第5段階	・本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる) (公的年金収入額+合計所得金額が80万円超)	1.0	64,800円
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額120万円未満	1.2	77,700円
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額120万円以上210万円未満	1.3	84,200円
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額210万円以上320万円未満	1.5	97,200円
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額320万円以上420万円未満	1.7	110,100円
第10段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額420万円以上520万円未満	1.9	123,100円
第11段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額520万円以上620万円未満	2.1	136,000円
第12段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額620万円以上720万円未満	2.3	149,000円
第13段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額720万円以上	2.4	155,500円

※端数処理により、100円未満は切り捨てて記載しています。

※基準額に対する比率の()書き部分は、軽減前の比率になります。

※保険料の()書き部分は、軽減前の保険料額になります。

2 計画の進行管理

高齢者の自立支援や重度化防止への取組といった目標を実現するためにも、①地域の実態把握・課題分析 ②実態把握・課題分析を踏まえた目標設定及び達成に向けた具体的な計画の作成 ③自立支援や介護予防に向けた様々な取組の推進 ④取組実績の評価をした上で、計画の見直しのサイクルを繰り返し行っていきます。

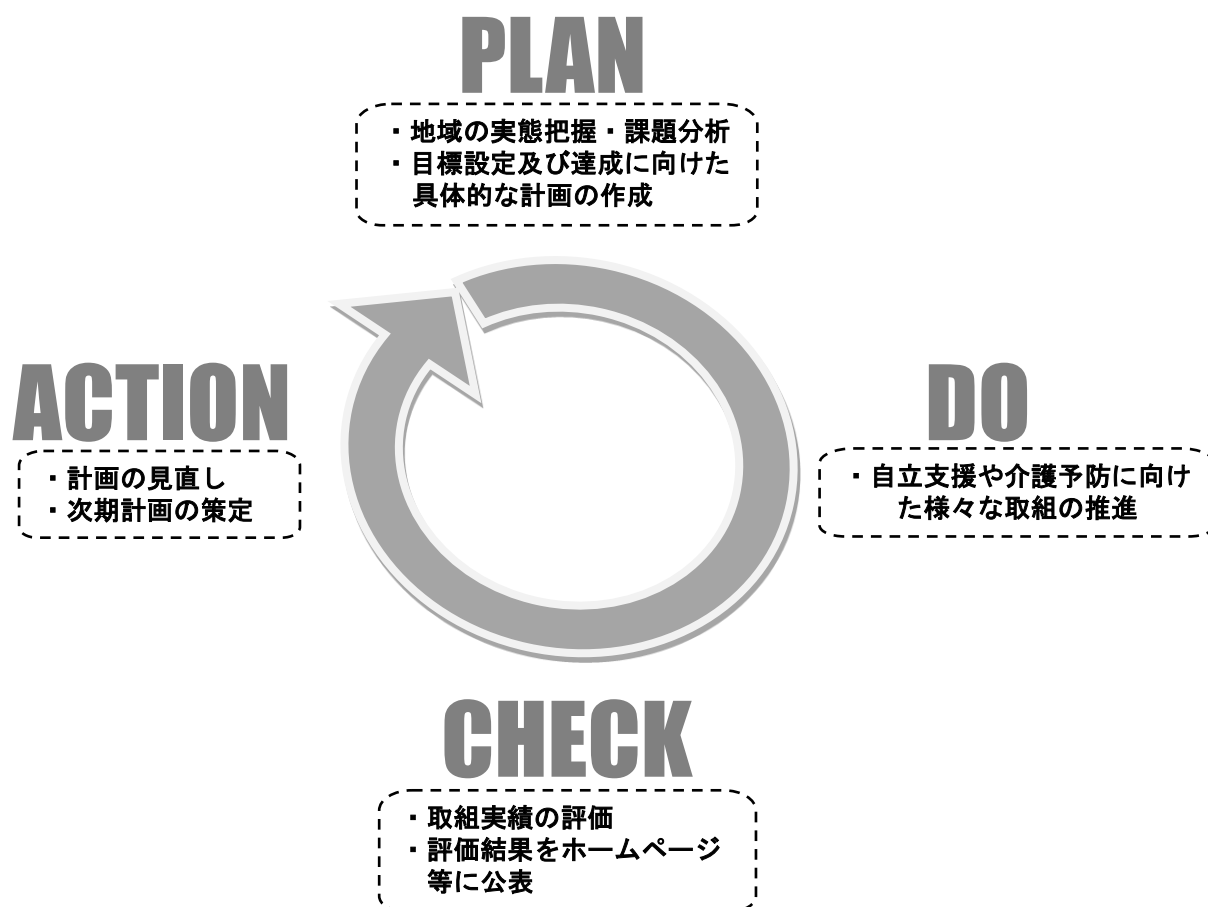
また、こうした評価結果の公表についても努めていきます。

(1) 高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉施策の進行管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を行い、その結果を県に報告を行っていくことなどにより、適切な進行管理を図ります。

(2) 第9期介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価についても、その結果を県に報告を行っていくことなど、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。



神山町

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度（第9期）

発行年月：令和6（2024）年3月

発 行：神山町

編 集：神山町役場 健康福祉課

住 所：〒771-3395

徳島県名西郡神山町神領字本野間 100 番地

電 話：088-676-1114

F A X：088-676-1100